

第七十九回 帝國議會
衆議院

日本銀行法案外二件委員會議錄(速記)第二回

付託議案
日本銀行法案(政府提出)(第一七號)
臨時資金調整法中改正法律案(政
府提出)(第一九號)

昭和十七年一月二十六日(月曜日)午前十時
二十五分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 板谷 順助君

理事飯村 五郎君 理事田村 秀吉君

理事中田 儀直君 理事長井 源君

理事坂東 幸太郎君 理事龜井 貫一郎君

理事本田 英作君

井阪 豊光君 大口 喜六君

太田 理一君 菊池 良一君

木暮武太夫君 鈴木 英雄君

武田徳三郎君 豊田 豊吉君

豊田 收君 内藤 正剛君

中島彌團次君 西村金三郎君

南雲 正朔君 堀内 良平君

廣川 弘禪君 松方 幸次郎君

矢野庄太郎君 山本 条吉君

世耕 弘一君 石坂 豊一君

河合 義一君 栗山 博君

三輪 壽壯君 田中 耕君

一月二十六日三輪壽壯君ノ理事辭任ニ付其
ノ補闕トシテ龜井貫一郎君理事ニ當選セリ

出席國務大臣左ノ如シ

大藏大臣 賀屋 興宣君

出席政府委員左ノ如シ

大藏省銀行局長 山際 正道君

大藏省爲替局長 原口 武夫君

大藏省會社部長 田中 豊君

衆議官 伊原 隆君

預金部長官 相田 岩夫君

上リタル議案左ノ如シ

大藏書記官 伊原 隆君

預金部長官 相田 岩夫君

上リタル議案左ノ如シ

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

日本銀行法案(政府提出)

戰時金融金庫法案(政府提出)

臨時資金調整法中改正法律案(政
府提出)

外國爲替管理法ニ基イテ昭和十三年以降個

人若シクハ會社ノ申請ニ基イテ、大藏大臣

ノ際資料ノ御要求ノ方ハ申出ヲ願ヒマス

○本田(英)委員 是ハ簡単ナコトデスガ、

外國爲替管理法ニ基イテ昭和十三年以降個

人若シクハ會社ノ申請ニ基イテ、大藏大臣

ノ際資料ノ御要求ノ方ハ申出ヲ願ヒマス

○板谷委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、此

各年度別竝ニ各國各地別ニ其ノ金額ヲ一ツ

表示シテ戴キタインデアリマス

○板谷委員長 外ニ御要求ハアリマセヌカ、

此ノ際御諮詢致シマス、三輪君ハ理事ヲ

辭任サレマシタノデ、理事ノ補闕選舉ヲ行

ハネバナリマセヌガ、先例ニ依リマシテ委

員長ヨリ指名スルコトニ御異議アリマセヌ

○板谷委員長 外ニ御要求ハアリマセヌカ、

此ノ際御諮詢致シマス、三輪君ハ理事ヲ

辭任サレマシタノデ、理事ノ補闕選舉ヲ行

ハネバナリマセヌガ、先例ニ依リマシテ委

員長ヨリ指名スルコトニ御異議アリマセヌ

○板谷委員長 外ニ御要求ハアリマセヌカ、

此ノ際御諮詢致シマス、三輪君ハ理事ヲ

辭任サレマシタノデ、理事ノ補闕選舉ヲ行

ハネバナリマセヌガ、先例ニ依リマシテ委

員長ヨリ指名スルコトニ御異議アリマセヌ

ク議席ヲ保ツテ戴キタイ、之ヲ豫メ御願ヒ
申上げテ置キマス、是ヨリ通告順ニ依ツテ
質問ヲ御許シ致シマス——田村秀吉君

○田村委員 私ハ二、三日本銀行法案ト戰

時金融金庫法案ニ付テ質シタイ點ヲ有シテ

居ルノデアリマスガ、極メテ大要ニ付テ大

藏大臣ノ考へ方、御方針ヲ承ツテ、改正案

ガ成立スルトスレバ其ノ運用ニ付テノ方法

ヲ此ノ際言明シテ戴キタイト云フ點デアリ

マスノデ、私ノ質問ハ大臣ガ御出席ノ時ニ

致シタイト思フノデアリマス、最初ニ大臣

ガ出ラレヌデベ、コチラヘ極力促進致シタイ

ト云フ考へデアツテモ、根本ガ正サレナケ

レバ審議ヲ進メニクイト思フノデアリマス

カラ、委員長ニ於カレテ、極力時間ノ御都合

ヲ願ツテ大臣ノ御出席ニナルヤウニ御取計

テヒ願ヒタイ、私ハソレマデ、私ノ質問ハ

保留致シテ置キタイト思フノデアリマス、

預金部長官ハオ見エデセウカ

○板谷委員長 マダオ見エニナリマセヌ

ガ、田村君ニ申上げマスガ、實ハ大臣ノ出

席ヲ要求シタノデアリマス、御説ノ如ク初

マリハ大臣ガ出テ、能ク質疑應答スルコト

ガ審議ヲ滑ラカニスル上ニ於テ適當デアル

ト考ヘタノデアリマスガ、午前中ハ豫算總

會ノ軍事豫算ノ爲ニドウシテモ出ルコトガ

出來ナイト云フコトデアリマス、恐ラクハ

午後ニハ何トカ御差繹ガ出來ルト考ヘルノ

デアリマス、左様御承知置キヲ願ヒタイ、

ノ低落ヲ抑ヘル爲ニ預金部カラ相當金額ガ

居リマスカラ、此ノ方ニ對スル何カ御質問
ガアツカラ御質問ヲ願ヒマス
○栗山委員 私ハ議事進行ニ付テ一言致シ
マス、私共實ハ多年議會ノ經驗ヲ持ツテ居
リマス、委員方ヨク大臣ニ質問ヲ要求サレ
マスガ、御尤モノコトデアル、併シ中々斯
ウ云フヤウナ非常時議會ニ當ツテハ大臣モ
御多忙デアルコト察スルニ餘リアルノデア
リマス、要スルニ委員會ガ委員會ノ權威ニ
於キマシテ政府當局ニ質問スルニ當ツテハ、
所謂政府ニ質問スルノデアリマス、御答辯
リマス、モ隨テ政府ノ權威トシテ行ハルコトト私
ハ信ジマスカラ、ドウカ時間ヲ利用シテ、
此ノ非常時議會ニ即應スルヤウナ眞劍ナ、時
間ヲ極度ニ利用スル審議ヲ進メラレルコト
ヲ私ハ切望致シマス

○板谷委員長 承知致シマシタ、出來ルダ

ケ御期待ニ副フヤウニ計ラヒマス

○田村委員 預金部長官ニ一點ダケ承ツテ

置キタイト思フノデアリマスガ、ソレハ戰

時金融金庫法案ニ依ツテ、日本協同證券株

式會社ガ金融金庫ノ方ニ統合セラレルト云

フコトニナリマスガ、此ノ統合スルニ付テノ

トシテ協同證券ノ資本金五千万圓、此ノ協

同證券ガ有價證券ノ市價ノ安定ノ爲ニ相當

最近活動シテ居ツタコトハ私共之ヲ認メル

ノデアリマスガ、大東亞戰爭勃發前ニ、其

ノ低落ヲ抑ヘル爲ニ預金部カラ相當金額ガ

融資セラレテ、最近ハ株價ガ上ツテ行クト
云フノデ、之ヲ賣リニ出テ、相當利益ヲ協
同證券ガ收メテ居ルト思ヒマスガ、其ノ預
金部資金ヲドノ程度ニ協同證券ニ融資シ
居ラレマスカ、其ノ金額、ソレカラ最近ノ
賣リニ出タ爲ニ、協同證券ガ得テ居リマス
利益金ノ大體ノ見込額ガ御分リデシタラ御
發表願ヒタイト思ヒマス

○相田政府委員 日本協同證券ノ株價維持
ノ資金ニ付キマシテハ、株金ノ拂込ミニ依
ルモノノ外ハ、總テ興銀ニ對スル融資命令
ニ依リマシテ之ヲ融通シテ居リマスノデ、
預金部カラハ同會社ニ對シマシテハ全然資
金ヲ供給致シテ居リマセヌ

○田村委員 其ノ融資命令ニ依ツテ興銀力
ヲ融通シテ居リマス金額ハ分リマスカ
○相田政府委員 現在マデニ出シテ居リマ
スモノハ、三千數百万圓ニ過ギナイ狀態デ
アリマス

○田村委員 最近世間ニハ、協同證券ハ安
イ時ニ相當買ツテ、其ノ後大東亞戰爭勃發
後非常ニ賣リニ出タ、隨テ其ノ利潤ガ相當
ニアルト云フコトガ傳ハツテ居リマス、隨
テ此ノ協同證券ヲ戰時金融金庫ガ統合スル
場合ニ、假ニ利潤ガ相當額アツタストルナ
ラバ、此ノ處置ヲドウスルカト云フコトガ
世間ノ注目スル所デアルト思フノデスガ、
融資命令デ三千五百万圓融通シテ居ラレル、
其ノ後ノ市價安定ノ行動ニ依ツテドノ程度
ノ利益ヲ收メテ居ルカ、是ハ計算ダケノ問
題デハイカヌト思フノデスガ、大體ノ見込
額ガ御分リデシタラ御願ヒ致シマス

○田中政府委員 協同證券ガ最近株價ガ上
リマシタニ付キマシテ、相當利益ヲ舉ゲテ
居ル、ドノ位利益ヲ舉ゲテ居ルカト云フ御

質問ダト承知致シマスガ、大東亜戦争勃發以來或ル程度ノ利益ガ舉ツテ居ルカト考ヘマス、併シ此ノ金額ハマダ分リマセヌシ、或程度ノ利益ヲ擧ゲテ居ルトハ豫想サレマスガ、締切ヲヤツテ居リマセヌシ、又其ノ金額ヲ正確ニ申上ダルコトハ困難ナ事情ニアリマスノデ申上ダル兼ネマス、ソレカラ相当利益ガアツタト假定致シマシテ、戰時金融金庫ニ統合セラル際具ノ處置ヲドウスルカト云フ問題デアリマスガ、是ハ利益金ノ中カラ株主其ノ他ニ、或ル程度ノ相當額ノ配當ト云フ問題ハアルカト思ヒマスガ、残ツタ金ハ全部戰時金融金庫ニ引繼グ、斯ウ云フ考ヘデアリマス

○田村委員 今ノ御説明ニ依ルト、或ル程度ハ株主ニ對シテ配當スル、其ノ程度ハ問題デスガ、残ツタモノハ金融金庫ニ其ノ儘題デスガ、残ツタモノハ金融金庫ニ其ノ儘題デスガ、私ハ金融金庫ニ受繼グト云フコトデスガ、私ハ金融金庫ニ受繼グノハ宜イト思フノデス、ト云フノハ是ハ資本金ガ五千万圓デアツテ、其ノ資本金ニ依ツテ安定工作ヲ圖ツタ場合ニ、損失ガアツタト云フ場合ニハ協同證券株式會社ノ損ニナツテ居ル、サウ云フ點ガアリマスガ、併シ融資命令ニ依ツテノ三千万圓ナリ、或ハ多イ場合ニハ何億ト出ルノデスガ、其ノ補填ハ國家方保證シテ居ル、ソコデ從來ノ建前デハ國家ノ危険負擔ニ於テ有價證券ノ安定工作ヲ講シテ居ル、ソレガ偶、利益ガアツタト云フ場合ニハ、是ハ、其ノ利益ノ全部トハ行カヌデモ、大體ノ大本ハ其ノ利益ガアツタモノハ之ヲ國家ニ納付セシムルト云フコトガ建前デナケレバナラヌト思フ額ノト云フノデスガ、其ノ相當額ノ基準、

○田中政府委員 御尤モデゴザイマシテ、
協同證券ガ偶々或ル程度ノ利益ヲ舉ゲタト致
シマシテモ、其ノ背景トシテ國家ガ總テラ
上カラ言ヘバ、利益ハ全部株主ニ歸屬致ス
ベキ筋ノモノデアリマスガ、サウ云フ利益ヲ現在
ウナ國家ノ政策ニ依ツテ國家ノ總テノ支援
ヲ受ケテ今日ノ状況ニナツテ居ルモノデア
リマスカラ、大體ノ方針トシテソレヲ戰時
金融金庫ニ引繼グコトガ當然デアルト思フ
ノデアリマス、併シナガラ又一面ニ於テ株
主ハ相當ノ資本ヲ出シテ居リマス、又設立
以來一回モ利益ノ分配ニモ預ツテ居ラナイ
ノデアリマスカラ、其ノ出資致シマシタ金
額ニ對スル利子程度ノモノヲ此ノ際配當ス
ルコトハ如何デアラウカ、斯様ニ考ヘテ居
ルヤウナ次第デアリマス

○田村委員 大體了承致シマシタ、アトハ
大臣ガ御出席ノ際マデ保留致シマス

○板谷委員長 武田徳三郎君

○武田委員 質疑ニ入ルニ先ダツテ参考資料ヲ此ノ機會ニ御願ヒシテ置キタイト思ヒ
マス、昭和十二年末カラ十六年末ニ至ル各
年末ノ保證準備ノ中、國債ヲ準備シテアル
其ノ數額ヲ承知シタクノデアリマス、其ノ
次ニハ昭和十三年ヨリ十六年ニ至ル間各年
各月ノ國庫支拂超過額トソレニ應ジタ國民
貯蓄增加額ノ比較ヲシタモノヲ一つ御示シ
リマシタラ其ノ要點ダケデ結構デアリマ
シタイ

ス、ソレカラ其ノ次ニモウ一ツ御願ヒシタ
イコトハ、昭和十二年カラ十六年ニ至ルマ
デノ間ノ各年ノ事業別ノ事業資金ノ供給高
ノ調ヲ御願ヒシタイト思ヒマス、以上デア
リマス

私ノ政府ニ御伺ヒ申シタイコトハ、主ト
シテ大藏大臣ニ伺ヒタイコトガ多イノデア
リマスルケレドモ、事務的ニ瓦ル問題ダケヲ
政府委員カラ伺ツテ置キタイト思ヒマス、
此ノ度ノ日本銀行法ノ制定ニ取ツテ一番重
大ナ點ハ、管理通貨制度ヲ採用セラレタル
點デアルト思ヒマス、其ノ管理通貨制度ノ
決定ニ對シテ、是ハ政策上ノ問題モアリ、
又學理上ノ問題モ伴フ問題デアリマシテ、
之ニ付テハ詳細ニ大藏大臣ノ意見ヲ伺ヒタ
イト思ツテ居ルノデアリマスガ、唯此ノ管
理通貨ノ運用ニ伴ツテ事務的ニ最モ重大ナ
ル問題ハ、其ノ通貨ノ數量ヲ如何ニシテ調
整スルカト云フ技術上ノ問題ダト思フノデ
アリマス、殊ニ戰時ノ如キ異例ノ場合ニ於
テハ、極メテ是ハ因難デナイカト思ハレル
ノデアリマス、現ニ政府ハ昨年事實上ノ通
貨管理ヲ御實行ニナツタ場合ニ、其ノ發行額
ノ數量ハ政府ガ定メルト云フコトデ、髓
カ四十八億圓ト御決定ニナツタト思フノデ
アリマス、然ルニ昨年ノ十二月ハ六十餘億
モ通貨ガ發行サレテ、ソレガ總テ限外發行
トナツテ居ル、其ノ結果其ノ限外發行ニ付
テハ政府ニ稅ヲ納メナケレバナラヌ、限外
發行ニ對シテ政府ニ稅ヲ納メルト云フコト
ハ、言葉ヲ換ヘテ申セバ、資金ノ「コスト」ガ
高クナルト云フコトデアルノデアリマス、
戰時財政トシテ最モ重要ナル點ハ、低金利デ
ナケレバナラヌ場合ニ於テ、此ノ發券ノ作
用ニ依ツテ、詰リ大藏大臣ガ適當ト認メラ

タコトハ、實際カラ見レバ大藏大臣ガ四十八億ト決定ニナツタト云フコトハ、實情ニ即サナカツタト云フコトヲ表明スルモノデアリマス、即チ此ノ發券業務ニ對シテノ行政手段ノ過チ申スト語弊ガアリマスガ、其ノヤリ方如何ニ依ツテハ低金利ト矛盾シタ結果ヲ生ズルト云フコトハ極メテ重大ナコトデアルノデアリマスガ、政府ノ今マデヤラレタル所ニ依リマスルト、其ノ決定ノ方法ハ、財政ノ模様トカ、物價ノ事情等ニ依ツテ是ガ決定スルノダト云フコトヲ昨年ノ春ノ議會ニ言ハレタヤウニ思フノデアリマス、甚ダソレハ漠トシタコトデアツテ、來ニ於テモ往々ニシテ起ルノデヤナイカ、ドウ云フ工合ニソレヲ決定ナサルカト云フコト、ドウシタラ財界ノ實情ニ最モ適應スルカト云フコトハ、極メテ是ハ困難ナ技術ダト私ハ思フノデアリマス、元來ソレニ正確ナ客觀的標準ガアリマスルナラバ、是ハ洵ニ結構ダガ、唯腰ダメ的ニヤリマスルト云フト、通貨ノ數量ヲ先ニ大藏大臣ガ定メルト云フコトハ、通貨ノ供給ヲ先ニ定メテ掛ルコトデアリマスルカラ、是ハ逆ノコトデハナイカ、通貨ノ流通ノ方ガ先ニ定マツテ、ソレニ應ジテ通貨ヲ發行スルト云フノガ順序デアルノニ、先ニ供給ヲ定メテ掛ルト云フコトハ、私ハ金融疏通ノ途ヲ逆ニ行省デ今日マデ御取扱ヒニナツタ方法、茲ニ將來ニ向ツテ財界ノ要求ト發券ノ數量ヲ適當ニ「マッチ」セシムル方法ニ付テノ御考へ方ヲ一つ承リタイノデアリマス

ニ現在ノ經濟問題ノ中心トナルベキ重要ナ
ル問題ト考ヘテ居リマス、昨年ノ春ノ議會
ニ於キマシテ、臨時立法ト致シマシテ、政
府ニ於キマシテハ、從來ノ金本位制度カラ
離脱致シマシテ、一種ノ所謂管理通貨制度
ヲ採用致シテ、此ノ一年間ソレニ依リマシ
テ運行致シタノデアリマス、其ノ際ニ於テ
然ラバ通貨調節ノ目安ヲ何處ニ置イタカ、
又如何ナル方法ニ依ツテ通貨ノ調節ヲ圖ツ
タカト云フ點ニ付キマシテハ、私共ノ考
ヘテ居リマスル所デハ、通貨ノ調節ト云フ
コトガ只今申上ダマシタルガ如ク、實
ニ現在ノ金融經濟ノ中心的問題デアル
ト云フコトノ反面ト致シマシテ、中々是ハ
日本銀行ダケノ機能ニ依ツテ適當ノ調節ガ
出來ルモノトハ實ハ考ヘテ居ナイノデアリ
マス、申スマデモナク今日貯蓄ノ獎勵、資
其ノ他、更ニ進ンデハ其ノ貯蓄ノ獎勵、資
題ガ綜合サレテ、ソレ等ノ綜合サレタ力ニ
依ルニアラズンバ、通貨ノ調節ト云フコト
ガ現實ニハ行ハレナイ情勢デアル、左様ナ
風ニ理解シテ居ルノデゴザイマス、隨ヒマ
シテ昨年新シイ立法ニ依リマシテ、大體昭
和十六年中ノ目安ト致シマシテ、四十七億
圓ト最高限度ヲ決定致シタノデアリマスル
ガ、其ノ四十七億圓ヲ一應ノ目標ト致シマ
シテ、通貨ヲ調節スルニ當リマシテハ、只
今申上ダマシタ如ク實ニ百般ノ施策ヲ此
ノ點ニ集中致シマシテ、專ラ適當ニ通貨ヲ
供給スルコトニ努メテ參ツタノデゴザイマ

ス、御話ノ如ク昨年ノ暮ニ於キマシテハ、六十億餘ノ兌換券ノ發行ヲ見ルニ至ツタノデアリマスケレドモ、當時四十七億圓ト定メマシタ根據ハ、實ハ大體年末ニ於キマシテ制限外發行ヲ見ルコトハ已ムヲ得ナイ、年末ノ取引資金ノ需要ガ旺盛ニナル爲ノ限外發行ハ已ムヲ得ナイトシテ、ソレマデハ大體四十七億圓限度テ行キタイ、斯様ナ見地ニ於テ四十七億圓ト決定致シタノデアリマス、其ノ結果昨年ノ十一月末ニ於キマシテ多少ノ限外發行ヲ見マシタケレドモ、併シ大體ニ於テ當初吾々ガ考ヘマシタ四十七億圓限度ト云フモノガ維持サレテ參ツタヤウニ思フノデアリマス、年末ニ於キマシテ只今申上ゲマシタ程度ノ金額が増發セラレマシタコトハ、是ハ或ル程度ハ既ニ豫想致シテ居ツタ所デゴザイマシテ、其ノ結果トシテ四十七億圓ノ限度ハ低キニ過ギタトカ、或ハ豫定以上ニ通貨ヲ多量ニ放出シ過ガ制限外發行税トノ關係ニ於テ、一般ノ金融市場ノ資金「コスト」ヲ高メハシナカツタカト云フ御懸念デアリマス、此ノ點ニ付キマシテ日本銀行現在、運營ハ申スマデモナク制限外發行税ヲ課シマシタカラト申シマシテ、格別貸出利率ヲ引上ゲル譯モゴザイカト云フ御懸念デアリマス、此ノ點ニ付キマセヌシ、實際上カラ申シマスト、制限外發行税ニ依ル通貨調節ノ機能ト申シマスルモノハ、ソレ程銳敏ニハ動イテ居ラスト思フノデアリマス、隨ヒマシテ今回ノ法律ニ於ト「引上」ニ影響ヲ持ツトハ實際上思ヒマセ

スケレドモ、尙ホ制限外發行稅制度ノ起リ
マシタ所以ガ、之ニ依ツテ資金ノ放出ヲ調
節シヨウト云フ制度デゴザイマスカラ、左
様ナ制度ハ此ノ際トシテハモ必要ハナカ
ラウト云フコトデ、實ハ只今御審議ヲ願ツ
テ居リマスル法律案ニ於キマシテハ、制限
外發行稅ノ制度ヲ廢メタノデゴザイマス、
然ラバ今回ノ法律ニ於キマシテモ、又先程
申上ゲマシタ昨年春御決定ヲ願ヒマシタ新
規立法ニ於キマシテモ、所要通貨ノ最高發
行高ヲ大藏大臣ガ決メルト云ノハ、果シ
テ如何ナル根據ニ於テソレヲ決定スルモノ
デアラウカ、是ハ非常ニ困難ナコトデアル
ガ、場合ニ依ツテハ寧ロ他ノ要素ガ發行高
ヲ限定スルノデアリマスガ、此ノ點ハ
テ現ハレルモノハ、寧ロ他ノ各種ノ要求ノ
結果デハナイカト云フヤウナ諸種ノ御尋不
ガアツタト思フノデアリマスガ、此ノ點ハ
マシテハ斯様ナ通貨制度ヲ執リマス上ニハ、
法律上最高發行高ト云フモノヲ設ケル必要
ガナイト云フコトモ言ヘルト思フノデアリ
マス、併シ尙ホ現在ノ狀況カラ申シマスト、
一應目安ヲ設ケテ置クト云フコトハ、ヤハ
リ一種ノ通貨ノ安全感ニ對スル一つノ指標
ニナラウカト考ヘルノデアリマシテ、其ノ意
味合ヒニ於キマシテ今回ノ新法律案ニ於キ
シジテモ、ヤハリ最高發行高ハ大藏大臣ガ之
話ニナリマシタ如ク、極メテ困難ナ事柄デ
アリマス、或ル客觀的ノ標準ニ依リマシテ是
ガ決メ得ルモノナラバ、事柄ハ至極簡單デ

アリマスガ、併シ實際カラ申シマスルト、只今御話ニナリマシタ如ク、各般ノ要素ヲ考慮ノ上ニ置キマシテ、其ノ上ニ立チマス所ノ客觀ニ依ツテ決メルヨリ外ナイト云フ
狀況ニアルノデアリマス、然ラバ如何ナル觀點ニ依ツテソレ等ノ情勢ヲ判斷スルカト云フコトニ付キマシテハ、申ス迄モナク大藏大臣ガ發行高ヲ決定致シマスル際ニヘ、先づ通貨ノ健全性ヲ失ハナイト云フ點ガ重要ナ點デアリマスト同時ニ經濟界ガ必要トスル通貨ハ圓滑ニ之ヲ供給スルト云フ點ガ、又同時ニ考慮セラレナケレバナラヌ點デアリマス、此ノ場合各種ノ經濟的ノ指標或ハ生産デアルトカ、配給デアルトカ、物價ノ關係、又國ノ財政ノ關係、其ノ他一般金融情勢等、汎ク一般ノ經濟取引活動ノ狀況ニ十分ノ考慮ヲ拂ヒマシテ、サウシテソレ等ノ諸要素ヲ綜合致シマシタ上ニ於テ、客觀ヲ加ヘネバナラヌ、斯ウ云フコドニアラウト思フノデアリマス、見様ニ依リマシテハ所謂腰ダメ的決定トモ見得ルノデアリマスガ、是ハ事柄ノ性質上洵ニ已ムヲ得ナイコトデハナイカト考へテ居ル次第デアリマス、大體從來此ノ制度ヲ運用シテ參リマシタ心組ハ、左様ナ趣旨ニ於テヤツテ參ツタヤウチ次第デアリマス

ノハ、國權ノ作用ノ最モ重大ナル問題デア
リマスカラ、一國ノ貨幣ハ元來政府ガ責任
ヲ以テ流通セシムベキモノデアルト云フコ
トハ申スマデモナインデアリマスガ、唯此
ノ金融界ノ實情ニ應ジテ伸縮セシムルモノ
デアル、銀行券トシテ、ソレニ經濟界ノ事
情ト相應ズルベク、何等カノモノヲ基礎トシ
テ置ク方ガ都合好イ、政府が其ノ權力ヲ
以テ唯通貨量ヲ決メルト云フコトハ極メテ
困難デアル、經濟界ノ自動作用ヲ利用スルト
云フノガ銀行券ヲ發行スル所謂中央發券銀
行ヲ作ツタ趣旨デアルコトハ、私ハ御異論
ハナカラウト思フ、然ルニ今御説明ノ如ク
金融市場ノ實情ヲ考慮シ、各般ノ指標ニ依
ツテ、政府ノ意見デ決メル、又管理通貨ノ
信用ノ根本ハ、申スマデモナク政府ニ對ス
ル信用デアリマス、成程保證準備ハ國債其
ノ他有價證券ヲ準備トシテ設ケルコトニ新
法ハナツテ居ルノデアリマスケレドモ、實
際問題トシテ見マスルト、只今私ハ參考資
料トシテ要求シタノヲマダ戴キマセヌカラ
分リマセヌガ、私ノ知ツテ居ル限りニ於テ
ハ、現在保證準備ノ大部分ハ國債デアルト
承知シテ居リマス、サウ致シマスルト今日
ノ現狀ニ見マシテモ、今日ノ銀行券ハ殆ド
リマスルナラバ、其ノ本筋ニ立還ツテ銀行
券ト云フヤウナモノヲ銀行ニ發行セシムル
ト云フコトヨリハ、政府自ラガ政府紙幣ヲ
發行シタカラト云ツテ其ノ間ニ何等ノ差ガ
ナイノデハナイカ、斯様ニモ實ハ考ヘラレ
ルノデアリマス、純然タル管理通貨制度ヲ
根本的ニ御斷行ニナツテ居リナガラ、依然

レバナラスト云フノハ、實際的ニソコニ何カ相違ガアルノデアリマセウカ、サウシタ方ガ餘程便宜ダト云フ何カ特殊ナ事情ガアルノデアリマセウカ、實ハ私ハ此ノ點ハ自分デモ一寸ハツキリ分ラナトイノデアリマスガ、其ノ點ヲ一ツ御伺ヒシタイト思ヒマス

○山際政府委員 只今ノ御尋ねニ對シマシテ一應事務當局ノ考へテ居リマスコトヲ申上ガマス、政府紙幣ト銀行券トノ差異ガ何處ニアルカ、今日ノヤウナ所謂管理通貨ニ徹底セントスル時代ニ於テハ、寧ロ政府紙幣ニ依ルノモ同様デハナカラウカト云フ御尋ネノ御趣旨ト承リマシタ、政府紙幣ト銀行券トノ作用ノ區別、是ハ實際上如何ニ運用サルルカト云フ點ニ關聯致シマシテ、ソニ理論的區別ヲ立テルコトハ甚ダ難カシイカト考へマスケレドモ、一應吾々ガ今回ノ改正案ニ於テモ尙ホ通貨トシテハ銀行券ヲ主體ニ求メマシテ、政府紙幣ノ方法ニ依リマセヌデシタ理由ト致シマシテハ、御尋ねノ前段ニ於テ御話ノゴザイマシタ、一國經濟界ノ必要トスル通貨ノ量ハ繁密ニ各種ノ經濟現象ト關聯セシメネバナラスト云フ観點カラ致シマシテ、其ノ意味合カラ申シマスルナラバ、ヤハリ政府トヘ別個ノ銀行ニ依ル銀行券ヲ發行セシメルコトノ方ガ、實際上經濟界ノ眞ニ必要トスル需要供給ノ状況ニ合致シ得ル、斯様ナコトヲ原則的ニ考ヘタノデアリマス、政府紙幣ハ動モスレバ財政上ハ極メテ都合ノ好イ通貨制度ト見テレルノデアリマスルケレドモ、金融經濟ニ重キヲ置キマシテ、ソレニ能ク適合シタ通貨ト云フコトニナリマスルト、ヤハリ其ノ

機能ハ中央銀行ヲ設ケ、其ノ銀行ノ發行スル銀行券ニ依ツテ其ノ需要ヲ充スト云フコトノ方ガ實情ニ即應シ得ルト考ヘタノデゴザイマス、現在ノ我國ノ情勢ニ於キマシテモ、ヤハリ其ノ原則ハ當然當缺マルト考ヘルノデアリマシテ、主トシテ金融界ノ事情ニ即應シタ通貨ノ伸縮ヲ圖ルト云フ建前ガ、今回ノ法案ニ於キマシテモ政府紙幣ノ方法ヲ採ラズ、銀行券ノ方法ニ依ツテ居ル主タル原因デゴザイマス、然ラバ銀行券發行ノ保證準備トシテ大部分ガ國債ニナツテ居ルト云フコトハソレトドウ云フ關係ヲ持ツデアラウカト云フ御尋ネト存ズルノデアリマスルガ、保證準備物ト致シマシテハ、成程國債ガ多クノ部分ヲ占メテ居リ、其ノ意味合ニ於キマシテ御尋ネヤウナ論モ起リ得ルカト思フノデアリマスルガ、併シソレ等ノ資金方如何ナル方法ニ於テ民間ニ放出サレテ行クカ、其ノ方法、或ハ放出サレタ銀行券ガ如何ニシテ回収サレルカト云フ其ノ徑路ノ方ガ問題トナルベキデアラウト思フノデアリマシテ、準備物ガ何デアルカト云フ點ニ於キマシテハ、是ハ別個ノ觀點、即チ最モ確實ナ市場性ノ多イ物件ガ保證トナラネバナラヌト考ヘルノデゴザイマス、隨ヒマシテ成程國債ハ現在ノ準備物中甚ダ多クノ部分ヲ占メテ居リマスルケレドモ、併シナガラ通常貨ノ放出ナリ收縮ナリ自體ハ其ノ準備物トハ直接關係ナク、只管金融經濟上ノ必要ヲ觀點ト致シマシテ行ハレテ居ル次第デアリマスカラ、直ニ其ノ兩者ヲ結付ケテ現在ノ兌換券、銀行券ガ實體ニ於テ政府紙幣デアルト云フコトニハ相成ルマイト、斯様ニ考ヘテ居ル次第デゴザイマス

セズシテ、銀行券ノ建前ヲ執ツタノハ比較的金融界ノ實情ニ通ジマシタル中央銀行ノ銀行券トシテヤツタ方ガ、金融界ノ實情ニ適合フヤウナ立法ヲナサラヌノデアラウカ、一體金融界ノ實情ニ適スルト云フコトハ、即チ金融界ノ要求ヲ能ク知悉スルト云フコトデアリマセウ、然ルニ發行額ヲ大藏大臣が決定シ、日本銀行總裁ガソレニ何等ノ發言權ヲ持タスト云フコトハ、今ノ御説明ト御趣旨ガ相反スルコトニナリマス、若シ金融界ノ實情ニ成ベク多ク「マツチ」セシムルヤウナ方法ニ於テ發行額ヲ決スルノガ目的デアルト云フナラバ、其ノ發行額ヲ日本銀行總裁ニ決定セシメテ、唯監督權上ノ作用トシテ政府ノ認可ヲ受ケルト云フヤウナヤリ方デアルナラバ、只今ノ御説明ハ私ニハ首肯出來マス、併シナガラ今日ハ總テノ金融統制ノ權力ヲ大藏省ニ集中シヨウト云フ建前デ、其ノ結果此ノ立法モ出來テ居ルノデアリマセウ、此ノ新日本銀行法ト云フモノハ政府ノ金融統制ノ代行機關トデモ言フカ、其ノ手足ト云フ位ノ程度ニ今日ハ變ツテ來テ居ルノデアリマス、是ハ今日ノ實情カラ已ムヲ得ヌデアリマセウ、總裁其ノ他ノ職制ノ上カラ見マシテモ、銀行員總テヲ公務員ト認メルト云フコトカラ見マシテモ、又株式會社ヲ廢メテ特殊法人トシテ營利性ヲ全然此ノ日本銀行カラ取ツタト云フ點カラ見マシテモ、私ハ左様ニ考へ得ルノデアリマス、ソレナラバ銀行券ノ發行ニ依ツテ金融界ノ實情ニ「マツチ」セシムルト云フコト

ハ何處ニ發見スルコトが出來マセウカ、私
ハ今ノ政府委員ノ御説明ト此ノ立法ノ實際
トハ、ドウモソコデ一致シナイヤウニ思フ
ノデアリマスガ、私ノ誤解デアリマセウカ

ト較べマシテ私ハ尙ほ議論ノ餘地ガアルカ
ト思ヒマスガ、餘リ議論ニ瓦ルコトハ好マ
ナイノデアリマスカラ、先ヅ一應其ノ程度
ニ止メテ置キマス

ハ、是ハ其ノ時々政府が執ラレルノデアリ
マセウ所ノ金ニ對スル各種ノ政策ニ依リマ
シテ變更スルコトハアリ得ルカト、斯様ニ
考ヘテ居リマス

國ノ經濟界ハ所謂統制セラレタ經濟テアリ
マシテ、此ノ政策ノ大本ハ申スマデモナク
政府ガ之ヲ決定シ、其ノ政策ニ基イテ各種
ノ經濟事象ガ運行セラレテ居ル次第アリ
マス、發券制度ノ建前ト致シマシテ、其ノ
發行高ガドノ程度ニ維持セラレルカト云フコ
トハ、先程モ御話ノゴザイマシタ如ク、實
ニ經濟界ノ中心的ナ現象ト相成ラウト考ヘ
テ居リマス、此ノ意味ニ於キマシテ全體ヲ
通ジテ發行高ヲ幾ラニスルカト云フ大本
ハ、ヤハリ大藏大臣ニ於テ握ツテ置キマシ
テ、其ノ示サレタ大本ノ中ニ於テ日本銀行
總裁ガ最モ經濟界ノ實情ニ適應シタ通貨ノ
放出收縮ヲ圖ルト云フノガ、現在ノ場合ニ
於テ最モ望マシイ姿デハナカラウカト云フ
ヤウナ意味合カラ、本法案ヲ立案致シタノ
デゴザイマス、唯實際ノ發行高ノ決定ニ當
リマシテハ、勿論金融界ニ最モ通曉シタ日
本銀行ヲシテ十分ニ其ノ意見ヲ具申セシメ
ル、是ハ内部ノ計ヒトシテ當然ヤラナケレ
バナラヌコトト考ヘテ居リマス、尙ホ又一
タビ大藏大臣ガ決定致シマシタ最高發行高
ニ付キマシテモ、經濟界ノ事情ガソレデハ
窮屈デアルト云ツタヤウナ場合ニ於キマシ
テハ、日本銀行總裁ハ其ノ申出ヲ致シマシ
テ、大藏大臣ノ認可ヲ得テ尙ホ制限外ノ發
行ヲナシ得ルト云フ途ハヤハリ残ス必要ガ
アルト認メマシテ、本案ニ於キマシテモ其
ノ配慮ハ致シテアル次第デゴザイマス

新シ日本銀行法ニ依リマシテ銀行券ヲ發
行スル場合ニハ、公債其ノ他ノ有價證券ヲ發
行スルコトヲモ認メラレテ居ルヤウデアリ
マス、是ハ尤モノコトデアリマセウ、唯從
勿論デアリマスガ、尙ホ金銀ヲモ其ノ準備
トスルコトヲモ認メラレテ居ル場合ニハ、
金ナリ銀ナリヲドウ評價シテ其ノ準備ニ
繰入レルカト云フコトハ議論ノ餘地ハ
アリマセヌガ、今度ハサウ云フコトハナクナ
ニハ、金ナリ銀ナリヲドウ評價シテ其ノ準備
ニアルノデアリマセウカ、純然タル通貨管理ニ
マスカラ、其ノ準備ニナルベキ金銀ヲドウ
アリマセウカ、時價ト云フコトニナルノ
ナツテ、純然タル通貨管理ニナルノデアリ
マスカラ、其ノ價格ハ云フ工合ニ評價シテ其ノ準備ニ繰入レルノ
デアリマセウカ、時價ト云フコトニナルノ
デアリマセウカ、詰リ評價ノ方法ハドウナ
ルノデアリマスカ

○山際政府委員　金銀ヲ銀行券發行ノ準備
ト致シマシタ場合ニ於キマシテ、其ノ價格
ヲドウ決メル積リカト云フ御尋ネデアリ
スルガ、本法案ニ於キマシテハ、其ノ價格ハ
主務大臣ノ認可ニ依ツテ決定ヲスル、斯様ニ
規定致シタノデアリマス、ソレハ第三十二
條ノ末項ニ其ノ趣旨ノ規定ヲ設ケタノデアリ
マス、併シ實行上ト致シマシテハ只今御話
ノ通リ二百九十九「ミリグラム」一圓ト云フ割
合デ致シテ居リマスルガ、本法案ヲ切替ヘ
マスル場合ノ措置ト致シマシテハ、二百九
十「ミリグラム」一圓ノ割合ニ於テ認可致ス
考ヘデアリマス、然ラバ其ノ後ノ價格ノ變

ニ進ンデ伺ヒマスガ、日本銀行ガ、金融ノ統制ノ中核的機關トシテ働キマスル場合ニ於テハ、國家總動員法ノ發動ニ依ツテ出來タ金融統制會ノ首脳者トシテ銀行ノ統制ハ勿論出来マスガ、ソレト同時ニ有效ニ金融ノ統制ヲ致シマスルノニハ、ドウシテモノ日本銀行トノ取引關係ヲ總テノ銀行ニ持タシメナケレバナラヌト思フノデアリマス、併シ現在ノ實情ニ於キマシテハ、全國ノ銀行ノ中日本銀行ト取引ヲシテ居ルモノハ極メテ少數ノ有力銀行ダケデアル、其ノ數ガドレ位アルカ知リマセヌガ、此ノ取引銀行ハ現在ノ銀行數ト比ベルト極メテ少イト思ヒマス、完全ニ此ノ金融統制ヲ行フニハ、ドウシテモ總テノ銀行ヲ日本銀行トノ取引銀行ニスルヤウニシナケレバナラヌト云フ風ニ私ハ考ヘマス、併シナガラ實際問題トシテ考ヘテ見マスルト、今日ハ政府ノ御盡力で大分全國ノ銀行ノ集中統合ガ行ハレマシタケレドモ、尙ホ全國ニ於テ二百以上ノ銀行ガアル、其ノ中ニモ極メテ貧弱ナル銀行ガ今尙ホ存在シテ居ルノデアリマス、是デハ總テノ銀行ヲ日本銀行ト取引銀行ニセしムルト云フコトノ實行上ニ於テモ困難デアリマセウシ、サレバト云ツテ日本銀行トノ取引銀行ニシナケレバ、此ノ金融ニ直接關係ヲ持ツテ居ナイガ爲ニ、統制ガ力強ク行ハレナイト云フ結果ニ陥リハシナイカト思フノデアリマス、ソコニ於テ問題ハ、銀行ノ集中統合ヲ更ニ力強ク、又成ベク急速ニ

行フ必要ハナイデアラウカ、之ニ向ツテ政
府ガ如何ナル方法、目途ヲ定メラレテ居ル
カ、サウシテ左様ナ整理統合ノ出来タ場合
ニ、總テノ銀行ヲシテ日本銀行ノ取引銀行
ニセシムル御意思ガアルカドウカト云フ點
ヲ御伺ヒ致シマス

○山際政府委員 金融統制ノ完全ヲ期シマ
スルガ爲ニ、一面ニ於テ金融統制會ヲ通ズ
ル所ノ統制ヲ實施スルノミナラズ、他面日
本銀行ト各種ノ金融機關ガ總テ其ノ取引關
係ヲ通ジテ其ノ統制ヲ實施シナケレバナラ
ヌト云フ御話ハ、洵ニ御同感デアリマス、
大體當局ト致シマシテモ、左様ナ考ヘ
以テ今後ノ金融統制ノ方策ヲ進メタイ考
ヘデアリマス、ソレニ付キマシテ、現在
金融機關ニシテ日本銀行ト取引關係ヲ持
ツテ居ルモノノ數ガ比較的少イデハナイ
カト云フ御尋ネデアリマス、從前御尋ネ
ノ如キ事態ハ確カニ存在致シタノデアリ
マスガ、是ハ客年末對米英戰爭勃發ト同
時ニ、政府ハ非常金融對策ヲ打樹テマシ
テ、如何ナル事態ニ於テモ金融界ニ混亂ヲ
生ゼシマシテハ、モウ殆ド其ノ取引關係ハ行
多クノ金融機關ヲシテ既ニ日本銀行ト取引
關係ヲ結バセテ居ルノデアリマス、今日ト
致シマシテハ、モウ殆ド其ノ取引關係ハ行
渡ツテ居ルカノ如ク考ヘテ居ルノデアリマ
スガ、尙ホ此ノ取引關係ヲ強化致シマシテ、
此ノ方法ニ依ル統制ヲ推進メナケレバナラ
スル幾多ノ小銀行ヲ今後ドウ云フ風ニ持ツ
テ行クカト云フ御尋デアリマスガ、從來是
等ノ銀行ニ付キマシテハ、集中統合ヲ圖ル
方針ヲ進メテ參ツタコトハ御承知ノ通リデ

アリマス、此ノ方針ニ付キマシテハ、尙ホ
當局ト致シマシテハ變更スル必要ヲ認メテ
居リマセヌノデ、今後モ強力ニソレヲ進行
サセタイ考ヘデアリマス、ソレニ付キマシ
テハ、過般ノ總動員審議會ニ於キマシテ金
融機關ノ整理統合ニ關スル總動員勅令ノ御
審議ヲ御願ヒ致シマシテ、是ガ爲ニ所要ノ
勅令モ着々立案ヲ進ヌツアルノデアリマ
ス、今後ハ必要ナル地方銀行等ノ整理統合
ハ更ニ有效ニ進マレルコトト考ヘテ居リマ
ス、サレバト申シマシテ、一概ニ地方事情
ヲ全然無視シタ統合ヲ行フ考ヘハ勿論ゴザ
イマセヌ、其ノ邊ハ能ク地方經濟ノ事情ニ
適應シタ程度ニ於テ慎重ヲ期シツツ此ノ集
中統合ノ方策ヲ進メタイ、斯様ニ考ヘテ居
ル次第デアリマス

○武田委員 次ニ御伺ヒ申シタイコトハ、
此ノ法案中ニハ明白ニサレテ居リマセヌケ
レドモ、大藏大臣ノ本案提案ノ御説明ニ依
ツテ見マシテモ、又此ノ新法案ノ基礎トナ
ツテ居リマス昨年七月政府ノ發表サレマシ
タ財政金融基本要綱ニ依ツテ見マシテモ、
中央銀行トシテノ日本銀行ハ、從來ハ其ノ
勵キガ金融界ニ對シテ消極的ニアツタ、自
分ノ方カラ勵キ掛ケルト云フコトノ出來ナ
イヤウナ組織デアツタノヲ、ソレデハ金融
統制竝ニ今日ノヤウナ頗ル困難ナ金融情勢
形ノ買入レ賣放チ、或ハ主務大臣ノ認可ヲ
受ケマシタ債券類ノ買入レ賣放チ、之ニ依
シク設ケテゴザイマス、此ノ規定ナドハ積
極的ニ日本銀行ガ市場ヘ出マシテ、或ハ手
形ノ買入レ賣放チ、或ハ主務大臣ノ認可ヲ
斯様ナ特殊ノ規定ヲ設ケタノデアリマス、
即チ此ノ規定ニ依ツテ日本銀行ガ積極的ニ
セシムル爲必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
シテハソレ等ノ條項ヲ並ベマシタ最後ニ第
二十八條トシテ「主務大臣ハ日本銀行ノ目
的達成上必要アリト認ムルトキハ銀行其ノ
他ノ金融機關ニ對シ日本銀行ガ積極的ニ
セシムル爲必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」
マシテ、主務大臣ガ其ノ日本銀行ノ業務ヲ
達成セシメル爲ニ必要アリト認定致シマシ
合ニ、相手方金融機關ノ同意ヲ取ルコトガ
市場ニ進出スル、或ハ特定ノ金融機關ニ對
シテ積極的ニ、或ル業務ヲ行フト云フ場
合ニ、相手方金融機關ノ同意ヲ取ルコトガ
非常ニ困難デアルト云フヤウナ場合ニ於キ
マシテ、主務大臣ガ其ノ日本銀行ノ業務ヲ
達成セシメル爲ニ必要アリト認定致シマシ
タナラバ、相手方銀行ニ對シテ日本銀行ノ
仕事ニ協力セヨト云フコトヲ申付ケルコト
ガ出來ル趣旨ノ規定ヲ設ケテアルノデアリ
マス、御話ノ點ハ法文ノ上ニ表ハスコトノ
非常ニ困難ナル條項デゴザイマシテ、運用
ニ屬スル部分ガ多イノデアリマスガ、尙且
ツ只今申上げダヤウナ各條項ハ、是等積極

云フコトヲシヨウト云フノカ、是ハ或ハ更
ニ施行規則カ何カニソレヲ明白ニサレルノ
カトモ思ヒマスケレドモ、ドウ云フ風ニ金
融界ニ對シ中央銀行ガ特ニ勵キ掛ケルカト
云フコトヲ、具體的ニ事例的ニ主ナルモノヲ
舉ゲテ御説明ヲ願ビタイト思ヒマス
○山際政府委員 財政金融基本方策ニ於テ、
日本銀行ノ機能ヲ今後ハ一層積極的、能動
的ニ發揮セシメルト云フ方針ヲ掲ゲタノデ
アリマスガ、今回ノ立案ニ於テモ、其ノ方
針ニ依ツテソレヲ致シタノデゴザイマス、
然ラバ法條ノ如何ナル部分ニ其ノ趣旨ガ現
ハレテ居ルカト云フ御尋ネデゴザイマス
ガ、其ノ業務ヲ積極的ニ行フカ消極的ニ行
フカハ、主トシテ運用ノ問題デアラウト思
ヒマスガ、其ノ運用ヲ一層便宜ナラシムル
爲ニ、現行法ニ比べテ本法案ガ此ノ法條ノ
上ニ於テ考慮シマシタ點モ少クハナインデ
ゴザイマス、例ヘバ其ノ業務ノ中ニ於テ、
商業手形、銀行引受手形、其ノ他ノ手形又
ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券ノ賣賣ヲ
行フト云フ規定ヲ第二十條第五號ニ於テ新
シク設ケテゴザイマス、此ノ規定ナドハ積
極的ニ日本銀行ガ市場ヘ出マシテ、或ハ手
形ノ買入レ賣放チ、或ハ主務大臣ノ認可ヲ
斯様ナ特殊ノ規定ヲ設ケタノデアリマス、
即チ此ノ規定ニ依ツテ日本銀行ガ積極的ニ
セシムル爲必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」
マシテ、主務大臣ガ其ノ日本銀行ノ業務ヲ
達成セシメル爲ニ必要アリト認定致シマシ
タナラバ、相手方銀行ニ對シテ日本銀行ノ
仕事ニ協力セヨト云フコトヲ申付ケルコト
ガ出來ル趣旨ノ規定ヲ設ケテアルノデアリ
マス、御話ノ點ハ法文ノ上ニ表ハスコトノ
非常ニ困難ナル條項デゴザイマシテ、運用
ニ屬スル部分ガ多イノデアリマスガ、尙且
ツ只今申上げダヤウナ各條項ハ、是等積極

的機能ノ發揮ニ付キマシテ、日本銀行ノ仕事ヲ非常ニ容易ナラシメル點デハナイカト考ヘテ居ル次第デゴザイマス
○武田委員 了承致シマシタ、更ニ伺ヒタ
イコトハ、最近金融界ニ於テ一番迷惑ナコトデアリ、困難ナコトデアルト言ハレテ居リマスノハ、日支事變以來國庫ノ放出金方多クナルニ從ツテ、短期市場ハ非常ニダブ付イテ居ルニモ拘ラズ、長期金融ハ非常ナ逼迫ノ状態ニナツテ居ルノデアリマス、是ガ爲ニ工業金融ハ非常ニ困難ナ状態ニ陥ツテ、政府モ此ノ緩和ニ向ツテ凡ユル苦心ヲサレテ居ルノデアリマセウシ、何トカ此ノ短期資金ヲ長期資金ニセシメルヤウナコトニ付テ、政府ハ勿論御心配ニナツテ居ルデアラウト思ヒマスガ、運用ノ上ニ於テカ制度ノ上ニ於テカ、何カ特殊ノ御考ヘガアルノデアリマセウカ、私ノ考ヘヲ以テスルト、之ニハ色々々ナ方法ヲ採ラナケレバナラヌト思フノデアリマスガ、一ツノ方法トシテ考ヘ得ルコトハ、日銀ニ對スル普通銀行ノ一般預金ト云フモノハ今日無利子ニナツテ居リマス、ソレハ手形交換尾ノ決済ニ要スル手段デアリマスカラ、是ハ當然デアリマセウガ、ソレト別種ノ民間預金ニ對シテ、利息附ノ預金制度ヲ設ケテ、短資ヲ日本銀行ニ集中シ、日本銀行ノ信用ヲ以テ之ヲ必要ノ部面ニ對シテ、合法的ノ長期金融ヲスルト云フ途ハ開ケナイヤウニ私ハ思フノデアリマス、一口ニ申セバ、日本銀行ニ一種ノ「ブール」ニナルヤウナ譯デアリマセウ、殊ニ今日日本銀行ガ從來ノ商業金融ヲ業金融ニ乗出サウト云フ際デアリマスカラ、殊ニ「インフレーション」ヲ阻止スルト云フ

意味ニ於テモ、私ハソレハ唯一ノ途トハ申シマセヌガ、短期資金ヲ長期資金ニ振替ハル一ツノ有力ナ方法デナイカトモ考ヘルノデアリマス、長期市場ガ逼迫シテ短期市場ハ緩漫過ギルト云フ此ノ問題ニ付テハ、大藏省當局トシテハドウシテモ何等カノ適當ナル措置ヲ御採リニナラナケレバナラヌ筈ニアラウト思ヒマスガ、之ニ對シテ銀行局长ノ御方針ヲ聽カシテ戴キタイト思ヒマス○山際政府委員　今日ノ如キ金融情勢ノ下ニ於キマシテ、兎角金融機關ニハ短期ノ資金ハ集マリ勝チデアルケレドモ、長期ノ資金ヲ吸收スルコトハ短期資金ニ於ケルガ如ク容易デナイト云フ事象ハ、當然肯ケル所デアリマス、隨テ一面ニ於テ非常ニ旺盛ニナリツツアル事業資金ニ對スル需要ヲ、如何ニシテ此ノ金融情勢ニ適應セシムルカト云フ所ガ、只今御説ノ如ク現在ノ金融問題ノ中ニ於キマシテ最モ苦心ヲ要シツツアル點デアリマス、之ニ對スル対策ト致シマシテハ、既ニ御承知ノ如ク、機會アル毎ニ短期資金ノ吸收機關ト言ハレテ居ル普通銀行等ニ對シマシテモ、努メテ其ノ資金ヲ事業資金トシテ放出スペキコトヲ御話致シテ居ルノデアリマス、此ノコトハ從來ノ短期資金ヲ集積シタルモノハ短期ニ運用スペントヲ要求致シテ居ルト思フノデアリマス、然ニ瓦ルコトデハアリマスケレドモ、而モ尙ホ今日ノ經濟界ノ情勢ハソレヲ敢テスル云フ金融上ノ原則カラ見マスレバ、稍異例ニバ具體的ニ如何ナル方法ニ於テ其ノコトヲ可能ナラシムルカト云フ點ニ付キマシテハ、只今モ御話ノアリマシタ如ク、單純ニ此ノ方法ダケト云フコトデ效果ヲ擧ゲルコトモ中々難カシイノデアリマスガ、根本ハ先刻來御

話ノアリマシタ各種ノ金融機關ヲ日本銀行カニ其ノ
ト緊密ニ連絡セシメマシテ、假令短期ノ資
金ヲ事業資金ノ方ニ廻シマシタカラト申シ
マシテモ、一タゞ資金ノ必要ガ起りマシタ
場合ニハ、直チニゾレヲ日本銀行カラ其ノ
金融機關ニ供給スルコトニ依ツテ、其ノ金
融機關トシテハ何等差支ヘノナイ運営ヲ續
ケ得ルト云フ状態ニ總テノモノヲ構成スル
コトガ根本デアラウト思フノデアリマス、
併シナガラ尙ホソレニ至リマスル過程ト致
シマシテモ、過般當局ト致シマシテハ軍需
手形等ノ制度ヲ設ケマシテ、比較的短期資
金ガ事業金融方面ニ向ヒ得ル途ヲ設ケタコ
トモアリマス、今後モ尙ホソレ等便宜ト
スル方法ニ付キマシテハ、漸次其ノ途ヲ殖
ヤシテ行カナケレバナラスト考ヘテ居ル次
第デアリマス、只今御示シノアリマシタ餘
裕金ヲ日本銀行ニ集中スル爲ニ、利附預金
ノ制度ヲ設ケテハ如何カト云フ點ニ關シマ
シテハ、此ノ點モ尙ホ當局トシテ考ヘニ入
レテ居ル事柄ノ一つデゴザイマス、唯其ノ
實行ニ付キマシテハ、御承知ノ如ク現在ノ
短期資金ノ市場ニ付キマシテハ、ソレ自體
ヤハリ一種ノ需要供給ノ調節ガ其ノ市場ニ
於テ行ハレテ居リマスル實情ニモアリマス
ルカラ、遂カニ總テノ餘裕金ヲ日本銀行ニ
集中スルコトニ依ツテ、所謂短期市場ナル
モノガ茲ニ非常ナ資金ノ枯渴ヲ來スト云フ
支障ガアリマシテモ、ソレハ經濟ノ運行上
面白クナイモノト考ヘマスノデ、今後ノ研
究問題トシテ、當局ト致シマシテハ餘裕金
ヲ日本銀行ニ集メル、其ノ方法トシテ利附
預金ノ制度ヲ開始スルト云フヤウナ點ニ付
キマシテ、具體的方法ヲ慎重考究致シテ居
リマスル段階デゴザイマス

○武田委員 只今御質問申上ダ事柄ニ關聯シテ一つ伺ヒタイノデアリマスガ、此ノ點ニ付テハ昨年ノ春ノ議會ニ於キマシテ、豫算委員會デ當時ノ大藏大臣ニ私ハ質問致シタノデアリマスケレドモ、極メテ曖昧ノ間ニソレハ終ツタノデアリマス、今日普通銀行ノ實際ヲ見マスルト、預金ノ増加ニ從ツテ預金準備ノ現金手持ト云フモノハ相當ニアルノデアリマス、此ノ預金準備ノ現金ノ手持ヲ多ク持ツト云フコトハ、銀行トシテハ資金ノ「コスト」ヲ高カラシムル所以デアリ、通貨ノ量ノ殖エルト云フ所以デモアルノデアリマス、ソレデ私ハ米國ノ各州デモ現ニ實行シテ居ルト聞イテ居リマスガ、金融機關ノ民間預金ニ對シテ、一般的ニ政府ガ保證スルト云フ制度ヲ執ツテハドウデアルカ、サウスレバ一面ニ於テ多少預金ノ利子ヲ下ダゲテモ、或ハ國民ノ貯金ノ吸收ハ樂ニナリハシナイカ、現ニ郵便貯金ノ金利ハ非常ニ安イニモ拘ラズ、郵便貯金ニ國民ノ貯金ガ著シク集中シテ居ルノハ、政府ノ絶大ナル信用ノ賜モノノデアル、ソレノミデハアリマセスケレドモ、ソレガ唯一ナル支柱デハナイカトモ考ヘル、サウシテ一面ニ於テハ普通銀行ニ國民ノ貯金ヲ集中スルニ便利ニナリ、一面ニ於テハ銀行ノ準備手許金所有ヲ減ズルコトモ出來ルト云フ一擧兩得ノ策デハナイカト云フ意味デ、實ハ私ハ一年來其ノコトヲ考ヘ、先程申上ゲル通り其ノ當時ハ山際サンハ銀行局ノ御當局デハナカツタヤウデアリマスガ、山際サンハ其ノ點ニ向ツテ如何ニ御考ヘニナルノデアリ

マセウカ、ソレト關聯致シマシテ、今私が
申上ガタト同ジヤウナ事柄デアリマスガ、
ソレニ致シマシテモ銀行ノ預金準備トシテ
ノ手許金ト云フモノハ勿論多少要リマセウ
ガ、ソレヲ日本銀行ニ集中スルノ手段ヲ御
執リニナツテハドウデアルカ、サウ致シマ
スルト日本銀行ヘノ集中ガ増加ヲスルト共
ニ、通貨ノ減少ヲ來スコトニナリハシマイ
カト思ヒマスガ、其ノ兩點ニ向ツテ局長ノ
御意見ヲ伺ヒタイトと思ヒマス

ヲ滯留サセル原因トナルノデアルカラ、ソレヲ日本銀行ニ集中ヲシテ、サウシテ通貨ノ收縮ヲ圖リ、又反面ニ於テ國債消化、其ノ他資金ノ活用ヲ圖ツテハドウカト云フ御尋ネト伺ツタノデアリマスガ、此ノ點ハ實ハ計數上ハ現金準備ガ相當殖エテ參ツテ居ルノデアリマスガ、其ノ内容ヲ仔細ニ検討致シマスト、最近ニ於テ國債其ノ他金融機關手持ノ有價證券ノ類ガ非常ニ殖エテ參リマシタ爲ニ、期間ノ到來致シマシタ利札其ノ

他小切手ノ類ガ、現金準備トシテ計上サレ
テ居リマス爲ニ、其ノ内容ニ於テ現金其ノ
モノハ計數ノ上ニ現ハレマシタ現金準備ノ
額程多クハ相成ツテ居ラヌノデアリマス、
併シナガラ尙ホソレ等ニ付キマシテモ、只
今御話ノ集中ノ策ヲ講ズルト云ツタヤウナ
方法ハ、尙ホ其ノムダガトクハナリト考ヘ

○武田委員 只今伺ヒマシタ前段ノ問題ニ付テハ、大體私ノ希望ト同一ナ御意向ノヤウニ承ツテ満足デゴザイマス、併シナガラ昨年ノ日英米開戦ノ當時ニ大藏省ノ御聲明ニナツタノハ、ソレハ唯臨機應變ノ處置トシテ、大藏省ノ御手心ノ心構ヘヲ世ノ中ニ御示シニナツタダケデ、ソレデハ私ノ申上ゲ

ルヤウナ意味ニ於テノ預金ノ吸收ヲ増加ス
ウシテモ之ヲ法制的ニ御定メニナラケレバ——其ノコト自體ガイケナイト云フナラバ
是ハ別問題デアリマスケレドモ、大體ニ於テ事柄ソレ自體ニハ銀行局長モ私ノ意見ニ御同意デアルヤウデアリマス、サウ致シマシタナラバ大藏省ノ一片ノ聲明ダケデハ、決シテ效果ハ舉ラヌモノト思ヒマスカラ、ドウシテモ是ハ法制的ニ御定メニナラケレバナラヌノデハナイカト思フノデアリマス、若シ私ノ素人考ヘニ何等カソレニ伴フ弊害ガアルト云フコトナラバ格別トシテ、サウデナイト致シマスナラバ、其ノ方向ニ御進ミ下サルヤウニ御願ヒシタイト思ヒマス

ルヤウナ意味ニ於テノ預金ノ吸收ヲ増加ス
ルト云フコトニハナラヌノデハナイカ、ド
ウシテモ之ヲ法制的ニ御定メニナラナケレ
バ——其ノコト自體ガイケナイト云フナラバ
是ハ別問題ニアリマスケレドモ、大體ニ於
テ事柄ソレ自體ニハ銀行局長モ私ノ意見ニ
御同意デアルヤウデアリマス、サウ致シマ
シタナラバ大藏省ノ一片ノ聲明ダケデハ、
決シテ效果ハ舉ラモノト思ヒマスカラ、
ドウシテモ是ハ法制的ニ御定メニナラナケ
レバナラヌノデハナイカト思フノデアリマ
ス、若シ私ノ素人考ヘニ何等カソレニ伴フ
弊害ガアルト云フコトナラバ格別トシテ、
サウデナイト致シマスナラバ、其ノ方向ニ
御進ミ下サルヤウニ御願ヒシタイト思ヒマ
ス

アツタ方ガ便宜ダト云フコトニナル、或ル
特殊ノ業務ニ對シテノ特殊金融ヲ目的トス
ル銀行デアリマスレバ、是ハ地域ハ別トシ
テ、サウ云フコトハ必要デアルカモ知レマ
セヌケレドモ、或ハ業態ハ別トシテ、特殊
ノ銀行ハ必要デアルカモ知レマセヌガ、今
日ノ如キ實情ニ於キマシテ、臺灣ト朝鮮ト
内地ト、ソレヽ別々ナ發券銀行ヲ持タナ
ケレバナラスト云フヤウナ時代ハ、既ニ過
去ツタノデハナイカト思フノデアリマス、
本法案御立案ニ當ツテハ、多分其ノ點ニ付
テモ相當御考慮ハアツタモノト考ヘマスル
ガ、ドウ云フ譯デソレヲ御斷行ニナラナカ
ツタカ、ソコニ何カ特殊ノ事情ガアルノデ
アリマセウカ、其ノ點ノ御説明ヲ願ヒタイ
ト思ヒマス

○山際政府委員 今回日本銀行關係ノ制度
ヲ全面的ニ改正致シマスニ當リマシテ、朝鮮
銀行及ビ臺灣銀行ガ持ツテ居リマス發券
制度ヲ統合シテハドウカト云フ問題ハ、
當然ニ考慮ノ中ニ入ツテ來ル問題デアリ
マス、當局ト致シマシテモ立案ニ當リマシテ、實
ハ其ノ點ハ慎重ニ考究ヲ致シタノデゴザイマ
ス、其ノ結果トシテモ御承知ノ如ク、朝鮮銀行、
臺灣銀行ハソレヽ發券銀行デハアリマスル
ガ、同時ニ朝鮮内、臺灣内ニ於テ普通銀行業
務ヲ兼營シ、其ノ普通銀行業務遂行ノ爲ニ
發券機能ヲ持ツコトガ、朝鮮及ビ臺灣ノ經濟
狀態カラ申シテ有效デアルト云フ見地カラ、
其ノ制度ガ尙ホ今日ニ及ンデ居ルノデアリ
マス、只今御話ノ如ク臺灣ノ經濟モ、朝鮮
ノ經濟モ、漸次内地ノソレト事情ガ非常ニ
近似シテ參ツテ居リマスコトハ明カデアル
ト考ヘマス、隨テ兩銀行ノ發券制度ガ、漸
次日本銀行ノ發券制度ニ統一セラルル時期

ガ近付キツツアルト云フコトハ、申上ガル
コトガ出来ルト思フノデアリマス、即チ終
局的ノ考へ方ト致シマシテハ、將來内地、
朝鮮、臺灣間ノ經濟状態ト云フモノガ、何
等ソコニ相違ヲ生ジナイ状態ニマヂ變ツテ
参リマシテ、隨テ銀行券ト致シマシテハ、
日銀券ヲ以テ統一スルト云フコトガ最後ノ
狙ヒデアラウトモ思フノデアリマス、唯其
ノ時機ガ何時デアルカ、現在既ニ其ノ段階
ニ達シテ居ルカドウカト云フコトニ付キマ
シテハ、尙ホ當局トシマシテハ、未ダ其ノ
時機ガ來テ居ナイト云フ考へ方カラ、今回
ノ改正ニ當リマシテハ自然其ノ點ハ後日ノ
問題トシテ殘シタ譯デアリマス

○堀内委員 武田委員ノ御承諾ヲ得マシタ
カラ、一寸關聯シテ御伺ヒシタイト思ヒマ
ス、先刻來武田委員ヨリ通貨ガ豫想外ニ膨
脹シクト云フコト、及ビ預金ノ吸收ニ致シ
マシテモ、モウ少シ決定的ニヤツタラ宜カ
ラウト云フ御質問ガアツタノデスガ、ソレ
ニ對シテ政府委員ノ御答辯ハ、通貨ハ昨年
四十七億位ノ見込デ居ツタノガ、六十二億
コトハ、是ハ一昨年頃カラノ話デアリマス
ガ、圓札ヲ其ノ儘物品トシテ貯藏シテ居ル
者ガアル、例ヘバ信託會社ノ金庫デ、從來
ハ骨董品ナドヲ預ツテ居ツタガ、ソレガガ
ラ空ニナツテ居ツタ所ヘ、一昨年頃カラボ
ツボツ百圓紙幣ヲ束ネテ、サウシテサウ云
フ金庫ニ預ケテ居ルト云フヤウナ説ガ、段
段多ク聞エルヤウニナツテ居ルノデアリマ
ス、ドウ云フ積リデ斯様ナコトヲスルノカ
リマシタ關係方面等ニ付キマシテ出來得ル

ナツテ参リマスト、通貨モ豫想外ニ殖エル
シ、又豫想外ノ發行ヲシナケレバナラナイ
トガ非常ニムヅカシイト云フ状態デアツタ
ノデアリマス、政府ト致シマシテハ一々是
等ノ者ノ後ヲ追掛ケマスコトモ中々容易ナ
ラザルコトデアリマスノデ、要ハ國民ノ自
覺ニ依ツテ左様ナコトノナイヤウニ、努メ
テ機會アル毎ニ其ノ趣旨ヲ宣傳シ、又ソレ
ニ協力シテ貰ツテ居ル一面ニ於キマシテ、
ナ物ノ買溜メデアルトカ、賣惜ミデアルト
カ云フコトト同ジコトデアツテ、非常ニ惡
イコトデ犯罪デアリマス、隨テ此ノ際ニ於
テハ、サウ云フ不心得者ハ嚴罰ニ處ズベキ
デハナカラウカ、一面斯様ナコトヲ緩漫ニ
シテ置イタノデハ、一方ニ貯金ノ獎勵ヲシ
ニハ一昨年來カラ入ツテ居ルノデスカラ、
大藏當局ノ耳ニモ入ツテ居ナイコトハナイ
ト思ヒマス、今日斯ウ云フ信託會社ノ金庫
等ニサウ云フモノガ死藏サレテ居ルト云フ
コトヲ御調査ナスツタコトガアルノデアリ
マセウカ、若シ御調查ナシタコトガアルト
シ左様ナ不心得ノ者ガアリトスレバ、國家
ニモ達シタ、所ガ預金ノ吸收ニ付テハモウ
少シ考ヘル積リダト云フ御話デアリマシタ
ガ、之ニ付テ私ガ政府委員ニ御伺シテ見タイ
コトハ、是ハ一昨年頃カラノ話デアリマス
ガ、圓札ヲ其ノ儘物品トシテ貯藏シテ居ル
者ガアル、例ヘバ信託會社ノ金庫デ、從來
ハ骨董品ナドヲ預ツテ居ツタガ、ソレガガ
ラ空ニナツテ居ツタ所ヘ、一昨年頃カラボ
ツボツ百圓紙幣ヲ束ネテ、サウシテサウ云
フ金庫ニ預ケテ居ルト云フヤウナ説ガ、段
段多ク聞エルヤウニナツテ居ルノデアリマ
ス、ドウ云フ積リデ斯様ナコトヲスルノカ
リマシタ關係方面等ニ付キマシテ出來得ル

ナツテ参リマスト、通貨モ豫想外ニ殖エル
シ、又豫想外ノ發行ヲシナケレバナラナイ
トガ非常ニムヅカシイト云フ状態デアツタ
ノデアリマス、政府ト致シマシテハ一々是
等ノ者ノ後ヲ追掛ケマスコトモ中々容易ナ
ラザルコトデアリマスノデ、要ハ國民ノ自
覺ニ依ツテ左様ナコトノナイヤウニ、努メ
テ機會アル毎ニ其ノ趣旨ヲ宣傳シ、又ソレ
ニ協力シテ貰ツテ居ル一面ニ於キマシテ、
ナ物ノ買溜メデアルトカ、賣惜ミデアルト
カ云フコトト同ジコトデアツテ、非常ニ惡
イコトデ犯罪デアリマス、隨テ此ノ際ニ於
テハ、サウ云フ不心得者ハ嚴罰ニ處ズベキ
デハナカラウカ、一面斯様ナコトヲ緩漫ニ
シテ置イタノデハ、一方ニ貯金ノ獎勵ヲシ
ニハ一昨年來カラ入ツテ居ルノデスカラ、
大藏當局ノ耳ニモ入ツテ居ナイコトハナイ
ト思ヒマス、今日斯ウ云フ信託會社ノ金庫
等ニサウ云フモノガ死藏サレテ居ルト云フ
コトヲ御調査ナスツタコトガアルノデアリ
マセウカ、若シ御調查ナシタコトガアルト
シ左様ナ不心得ノ者ガアリトスレバ、國家
ニモ達シタ、所ガ預金ノ吸收ニ付テハモウ
少シ考ヘル積リダト云フ御話デアリマシタ
ガ、之ニ付テ私ガ政府委員ニ御伺シテ見タイ
コトハ、是ハ一昨年頃カラノ話デアリマス
ガ、圓札ヲ其ノ儘物品トシテ貯藏シテ居ル
者ガアル、例ヘバ信託會社ノ金庫デ、從來
ハ骨董品ナドヲ預ツテ居ツタガ、ソレガガ
ラ空ニナツテ居ツタ所ヘ、一昨年頃カラボ
ツボツ百圓紙幣ヲ束ネテ、サウシテサウ云
フ金庫ニ預ケテ居ルト云フヤウナ説ガ、段
段多ク聞エルヤウニナツテ居ルノデアリマ
ス、ドウ云フ積リデ斯様ナコトヲスルノカ
リマシタ關係方面等ニ付キマシテ出來得ル

ナツテ参リマスト、通貨モ豫想外ニ殖エル
シ、又豫想外ノ發行ヲシナケレバナラナイ
トガ非常ニムヅカシイト云フ状態デアツタ
ノデアリマス、政府ト致シマシテハ一々是
等ノ者ノ後ヲ追掛ケマスコトモ中々容易ナ
ラザルコトデアリマスノデ、要ハ國民ノ自
覺ニ依ツテ左様ナコトノナイヤウニ、努メ
テ機會アル毎ニ其ノ趣旨ヲ宣傳シ、又ソレ
ニ協力シテ貰ツテ居ル一面ニ於キマシテ、
ナ物ノ買溜メデアルトカ、賣惜ミデアルト
カ云フコトト同ジコトデアツテ、非常ニ惡
イコトデ犯罪デアリマス、隨テ此ノ際ニ於
テハ、サウ云フ不心得者ハ嚴罰ニ處ズベキ
デハナカラウカ、一面斯様ナコトヲ緩漫ニ
シテ置イタノデハ、一方ニ貯金ノ獎勵ヲシ
ニハ一昨年來カラ入ツテ居ルノデスカラ、
大藏當局ノ耳ニモ入ツテ居ナイコトハナイ
ト思ヒマス、今日斯ウ云フ信託會社ノ金庫
等ニサウ云フモノガ死藏サレテ居ルト云フ
コトヲ御調査ナスツタコトガアルノデアリ
マセウカ、若シ御調查ナシタコトガアルト
シ左様ナ不心得ノ者ガアリトスレバ、國家
ニモ達シタ、所ガ預金ノ吸收ニ付テハモウ
少シ考ヘル積リダト云フ御話デアリマシタ
ガ、之ニ付テ私ガ政府委員ニ御伺シテ見タイ
コトハ、是ハ一昨年頃カラノ話デアリマス
ガ、圓札ヲ其ノ儘物品トシテ貯藏シテ居ル
者ガアル、例ヘバ信託會社ノ金庫デ、從來
ハ骨董品ナドヲ預ツテ居ツタガ、ソレガガ
ラ空ニナツテ居ツタ所ヘ、一昨年頃カラボ
ツボツ百圓紙幣ヲ束ネテ、サウシテサウ云
フ金庫ニ預ケテ居ルト云フヤウナ説ガ、段
段多ク聞エルヤウニナツテ居ルノデアリマ
ス、ドウ云フ積リデ斯様ナコトヲスルノカ
リマシタ關係方面等ニ付キマシテ出來得ル

マス、併シナガラ御承知ノ如ク生産力擴充ヲ中心トスル事業金融ト云フモノガ今日當面ノ重要ナ金融問題デアリマスルノデ、此ノ方面ニモ尙ホ日本銀行ガ關與シ得ルト云フ建前ヲ執リマスコトハ、今後ニ於ケル我が國金融操作ノ上カラ當然ナサナケレバナラスコト考ヘマスルノデ、是ニ於テ本法案ニキマシテハ、從來ノ業務ニ加ヘテ、尙ホ産業金融ノ方面ニ於テモ日本銀行ガ乗出シテ行クト云フコトヲ立案ノ骨子ニ織込ンダノデアリマス、ト申シマシテモ、何モ直接ニ日本銀行ガ各事業會社ヲ相手ト致シマシテ、産業資金ヲ出スト云フ趣旨デハ勿論ナインデアリマス、即チ狙ヒト致シマスル所ハ、産業資金ハ申スマデモナク、原則トシテ國民ノ貯蓄——國民ニ依ツテ蓄積セラレタル資金ニ依ツテ賄ハルベキデアルコトハ言マダモナインデアリマスガ、唯時ニ依リ場合ニ應ジマシテ需給ヲ調節致シマスル必要上、日本銀行カラ一時産業資金ヲ放出スルコトガ必要デアルト考ヘマスノデ、ソレガ茲ニ謂フ日本銀行ヲシテ産業金融ニ與カラシムルト云フ趣旨デアリマス、長期固定ノ直接ノ産業資金ヲ日本銀行ヨリ放出セシムルト云フ趣旨デハナインデアリマス

更ニ附加ヘマシタ機能ノ第一點ハ、現在ノ日本銀行ノ仕事ハ、金融市場ニ對スル關係ニキマシテモ、何レカト申シマスト、總て身ニ、消極的ニ立チ働クヤウナ仕組ニ相成ツテ居ルノデアリマス、即チ市場ノ金利ガ昂騰シテ金ガ入用ニナレバ市場カラ借リテ來ル、市場ノ金利ガ緩ンデ金ガ餘レバ日本銀行ヘ返シテ來ルト云フ、謂ハバ受身ノ立場ニ在ツクノデアリマス、併シ今後ハ

金融界モ尙ホ政府ノ政策ニ依ツテ統制ヲセラレマシテ、金利ガ上ツタカラ借りニ來ルト云フコトデハナク、上リサウナ場合ニハ進ンデ金利ノ昂騰ヲ防グ爲ニ積極的ナ手ヲ打ツ、又不需要ニ引緩ム處ノアル場合ニ於テハ、其ノ事態ノ生ジナイ前ニ、日本銀行ガ進シテ積極的ニ必要ナル手段ヲ講ズルト云フ操作ガ必要デアルト考ヘマスノデ、其ノ使命ヲ今後ノ日本銀行ニ與ヘタノデアリマス、是ハ主トシテ手形、國債、一定ノ債券等ノ賣買ノ方法ガ中心トナツテ、ソレ等ノ積極的ナル市場操作ガ行ハレルト思フノデアリマス

ソレカラ第三ニ興ヘマシタ任務ハ、國際金融取引上必要ガアリマスル場合ニハ、積極的に日本銀行ガ乗出シ得ルト云フコトヲ認メニ日本銀行ガ乗出シ得ルト云フコトヲ認メタ點デアリマス、現在ノ制度ニ依リマスルト爲替ノ賣買スラ行フコトガ出來ナイノデスル場合ニ於テハ資金ノ融通デアルトカ、アリマスガ、今後ハ必要ガアル場合ニ於テハ爲替ノ賣買ヲ行ヒ得ルノミナラズ、他ノ外國ノ金融機關ニ對シマシテ、必要アリマスル場合ニ於テハ資金ノ融通デアルトカ、アリマスガ、其ノ他爲替決済ニ關スル上必要ナル取引ヲ行フゴトガ出來ル、其ノ業務ヲ第三トシテ與ヘタノデアリマス、今後東亞共榮圈内ノ金融ノ中心機關トシテ働く能ハ必要ナコトト思ハレマスルノデ、其ノイテ參リマスル爲ニハ、ドウシテモ此ノ職務ニ對シマシテ、日本銀行ガ權限ヲ擴張サレタト云フコトニハ本銀行ガ權限ヲ擴張サレタト云フコトニハ間違ヒナインデアリマス、更ニ言葉ヲ換ヘソレカラ第四番目ニ考ヘマシタコトハ、アリマスガ、順序ト致シマシテ更ニ御

○世耕委員 大體御説明ニ依ツテ外廓ハ分りマシタガ、約メテ見マスレバ、結局新日本銀行ガ權限ヲ擴張サレタト云フコトニハ事業金融上ノ梗塞ガ來ルト云フヤウナ場合カ、株式ノ市場デアルトカ云フ方面ニ於テ申シマスルナレバ、一番吾々ガ重要ト考ヘラレル金融ノ所謂非常ト處置トモ言フベキ權限ガ、新日本銀行ノ權限ノ中ニ強ク植エ付ケラレタト云フコトガ茲ニ考ヘラレルノデアリマスガ、順序ト致シマシテ更ニ御

其ノ關係ハ同様デゴザイマシテ、日本銀行ガナニモ個々ノ商社ナリ一般個人ヲ相手ニ爲替ノ賣買ヲ致ス考ハナイノデアリマス、是モヤハリ普通ノ「ビジネス」トシテ行ハレマスル外國爲替ノ賣買ハ、正金銀行初メ各種ノ爲替銀行ニ於テ今後モ從前同様行ハルベキモノト考ヘテ居リマス、唯何等カノ理由ニ因リマシテ、是等ノ外國爲替銀行ガ例ヘバ危險ヲ稱スト云ツタヤウナ關係カラ、其ノ出合ヲ求メテ日本銀行ヘ取引ヲスルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、日本銀行ハ其ノ賣買ニ應ジマシテ、外國爲替銀行ノ肩ヲ輕クスルト云ツタヤウナ効キヲスルト思フノデアリマス、即チ是亦日本銀行ハ外國爲替銀行ノ親銀行タル地位ニ於キマシテ、其ノ仕事ヲシテ參ルト云フ關係ニナラウト思フノデゴザイマス。

○世耕委員 大體了承致シマシタガ、結局

碎イテ申シマスナラバ、保険デ言ヘバ再保

險、或ハ親銀行ト子銀行、日本銀行ハ正ニ

親銀行デアルト云フヤウナ形ヲ取ルデアラ

ウト云フコトガ、只今ノ御説明デ能ク分リ

マシタデスガ、戰時金融金庫法案ノ内容ヲ

見マシテモ、恐ラクスウ云フヤウナ子會社

ト申シマスカ、小金融ヲ皆此ノ日本銀行ガ

脊負フノデアラウト云フ想像ガ付クノデア

リマス、突込ンデ御尋ネスルコトハ此ノ際

避ケタイト思ヒマスガ、更ニ進ンデ御尋ネ

致シタインハ、大藏省ガ從來金融政策ヲ執

ツテ來タ其ノ態度、其ノ責任ヲ今度ノ新日本

銀行ニ全部轉嫁シタヤウナ形ガドウモ窺ハ

レルノデアリマスガ、サウ云フヤウナ點ニ

致モウ少シハツキリシタ御説明ヲ願ヒタ

銀行ニ對シテ從來大藏省ガ執ツテ來タ監督

權ト、新日本銀行ニ對スル監督權トノ權限

ノ相違ニ付テ御説明ガ願ヘレバ結構ダト思

ヒマス

○山際政府委員 本法案ニ依リマスル日本

銀行ハ、眞ニ政府ト表裏一體ノ關係ニ立チ

マシテ、恰モ政府ガ欲スル所ノ金融操作ナリ、

金融政策ナリヲ、着實ニ其ノ儘實現シテ行

クト云フ所ニ新シ日本銀行ノ狙ヒガアル

ノデアリマス、即チ日本銀行ガ行ヒマスル

仕事ハ、其ノ一つノガ嚴密ニ國家ノ政策

ト一致シテ行ハルベキデアル、斯様ナ考へ

方ニ立ツ此ノ方案デアリマス、其ノ意味ニ

於キマシテ見方ニ依リマシテハ、御話ノ

ヤウニ政府ガヤルベキ所ヲ總テ日本銀行ニ

被セテシマツタヤウナ恰好デアルト云フ見

方モ或ハ成立ツノカモ知レマセヌガ、併シ

ナガラ其ノ意味ハ政府ニ於テ其ノ責任ヲ回

避スルガ爲ニ行フノデナイコトハ勿論デア

リマシテ、寧ロ政府ノ欲スル所ヲ如實ニ日

本銀行ニ於テ實現サレルヤウニ、其ノ意味

ニ於テ日本銀行ノ行ヒマスル仕事ヲ恰モ政

府自ラ行フガ如キ仕事ノ内容ニマデ接近

シテ居ルト云フ結果ニ相成ツテ居ルノデア

リマス、隨ヒマシテ日本銀行ニ對スル今後

ノ監督ト云フ問題ニ付キマシテハ、從來ノ

日本銀行ニ於ケルヨリモ一層徹底致シマシ

タ監督ヲ致スコトニ相成ツテ居ルノデアリ

マス、從來ノ制度ニ依リマスルト日本銀行

條例ニ於キマシテ、政府ノ監督權ハ單ニ營

業上條例、定款ニ背戻スルカ、又ハ政府ニ

於テ不利ト認ムル事件ヲ制止スルト云フコ

マス、南方諸國ニ對スル爲替基準ノ問題ガ

相當喧シク論議サレテ居ルノデアリマスル

ガ、此ノ基準ヲドウ云フヤウナ目安ニ置イ

テ今後處理ヲナルノデアルカ、此ノ點

三條ニ於キマシテ、日本銀行ノ目的達成上

特ニ必要アリト認ムルトキハ必要ナル業務

ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ變更其ノ他必要ナ

ル事項ヲ命ズルコトヲ得ルト云フ規定ヲ設

ケマシテ、之ニ依リマシテ、政府ノ監督權

ヒマス

○原口政府委員 南方ノ通貨ト我國ノ圓

トノ關係ニ付キマシテハ、只今ノ所ハ、現

地ニ於キマシテ、作戰地域ニ於キマシテハ

スルカラ、相當考究サレテ居ラルコトト

ケマシテ、之ニ依リマシテ、政府ノ監督權

ヒマス

○原口政府委員 南方ノ通貨ト我國ノ圓

トノ關係ニ付キマシテハ、只今ノ

モ只今作戦中デゴザイマスルシ、只今ノ所
圓トノ間ニシツカリシタ爲替相場ヲ作ルト
云フコトハ、實際ノ必要モ餘リゴザイマセ
ヌシ、又經濟的ニ申シマシテ時期ガ早過ギ
出来マシテ後ニ於キマシテモ、差當リノ所
ハ軍票デ資金ヲ貯ヒマス、日本ノ圓トノ間
ノ關係ハ出來ルダケ起ラナイヤウニスル、
斯ウ云フ建前ニナツテ居リマス、併シナガ
ラス様ナ狀態ヲ何時マデモ續ケルト云フ譯
ニハ參リマセヌ、漸次現地ノ狀態ガ落着イ
テ參リマシテ、經濟的ニ或ル程度ノ見透シ
ガ出來マシタ場合ニ於キマシテハ、日本ノ
圓トノ間ニ適當ナ相場ヲ決メタイ、其ノ場
合ニドウ云フ所ヲ狙ツテ決メルカト申シマ
スルト、從來ノヤウニ第三國ノ通貨ヲ基準ニ
シテ、即チ以前ハ「ドル」トカ「ボンド」トカ云
フモノヲ仲介ニシマシテ相場ヲ決メテ居リ
マシタガ、左様ナコトハ今日ハ出來マセヌ、
又ヤルベキ筋合デモゴザイマセヌ、第三國
通貨ヲ基準ニスルト云フ方法ハ採ラナイ積
リデ居リマス、然ラバ第二ノヤリ方トシテ
金ヲ基準ニシテ決メル、斯ウ云フコトガ考
ヘラレマスガ、是モ亦今日ノ經濟ノ實體カ
ラ見マシテ我ガ國ノ政策ニ即應シナイ、斯
ウ存ジマシテ、此ノ方法モ亦只今ノ所考ヘ
テ居リマセヌ、然ラバ第三ニ殘サレタ方法
ト致シマシテハ、日本ノ圓ノ先方ノ占領地
域ノ通貨、之ヲ直接睨ミ合セマシテ其ノ換
算率ヲ決メル、斯ウ云フコトニナリマス、
其ノ場合ニヤハリ此ノ現地ノ生産力或ハ資
源ノ狀況、民度ト云フモノガ標準ニナリマ
スルガ、何ヲ申シマシテモ物價ノ狀況ト云
フモノガ大キナ要素ニ相成ルコトト存ジテ
居リマス、情勢ノ納マル所ヲ見届ケマシテ、

○板谷委員長　世耕君ニ一寸申上ダマス、
大臣ハ方々デ引張厭ニナツテ居ルノヲ特ニ
御出席ニナツタノデアリマシテ、五時十分
前ニドウシテモ退席セネバナラヌト云フ御
話デアリマスノデ、田村君ト武田君ノ大臣
ニ對スル質問ガ保留シテアリマスノデ、順
次片付ケテ行キタイト思ヒマスカラ、アナタ
ハドウゾ暫ク御待チ願ヒマス　田村君
○田村委員 私ハ大藏大臣ニ日本銀行法案
ト戰時金融金庫法案ニ付テ二、三御尋ねラ
致シテ置キタイト思フノデアリマス、ソレ
ハ殊ニ此ノ日本銀行法案ノ如キハ、時局下
當然ノ改革デアルト思フノデアリマスガ、
私ノ御尋ネ致シタイ、趣旨ハ、斯ウ云フ大
ナキ劃期的ノ改革ニ當ツテハ、世間ニ私共
ガ理解スル以外ニ或ル種ノ誤解ガアツタ
リ、或ハ又不安ヲ生ズルト云フヤウナ場合
ガアル、或ハ又世間ニソレガ運用ニ對シテ
ノ希望ヲ持ツ點モアル、斯ウ云フ點ニ對シ
テ責任アル大臣ガ世間ニ對シテサウ云フ誤
解ヲ解キ、不安ヲ解消スルト云フ意味ニ於
テ出來ルダケ明確ナル御説明ヲ頼ヒタイ、
思フノデアリマス
先づ第一ハ日本銀行法案ニ關スル點デア
リマスガ、今回大東亞ノ中央發券銀行トナツ
テ、通貨ハ管理制度ニ改メラレルト云フ
コトデアリマスノデ、從來ノ兌換制度ト異
ツテ、此ノ資金供給ノ上ニ從來國債ヲ擔保
シタモノガ社債ニモ及ボス、隨テ非常ニ
寛大デ迅速ニ行ハレマスガ、一方寛大ナル

言ヘナイ、ソコデ大東亞共、榮闇ノ產業開發ノ爲ニ産業金融トシテノ機能ヲ十分ニ活用シテ貰ハナケレバナラヌ一面ニ於テ、ソレガ或ハ社會的ニ「インフレ」ヲ釀成スルノデヤナイカト云フ點モ起ツテ來ルノデアリマス、ソコデ所謂管理通貨制度ニナツタ日本銀行ガ發券ニ當ツテノ基準——現在ハ最高發行額ハ四十七億ト抑ヘテ居ルヤウデアリマスガ、今後愈々大東亞ノ産業ガ擴充サレテ行ツテ、此ノ四十七億圓ガ更ニ多クナツク場合、其ノ發行高ノ基準ヲ何處ニ抑ヘルカ、又今後ノ方針ヲドウシテ行クカ、現在七億デアルノガ、此ノ法律ガ新タニ生レタト云フ點ヲ、此ノ際發行高ニ關スル意味カラ、是ハ此ノ法ノ目的トシテ居ル所謂信用制度ノ保持成ト云フ點ニ重大ナル關係ガアリマスノデ、出來ルダケ明確ニ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

蓄積ニ俟ツノデアリマスガ、國民ノ蓄積ノ
増加シテ參リマス時期ト、產業資本ノ要リ
マス時期ガ、或ハ數箇月トカ、若干ノ期間
ハ必要ノ場合ニ應ジ難イ、斯ウ云フ場合ニ
日本銀行ガ其ノ發券作用ニ依リマシテ資金
ヲ供給スルト云フコトハ必要ニナルノデアリ
マス、今マデハソレガ十分ニ行キマセヌ
爲ニ障碍ガアルト認メラレマスノデ、今回
其ノ邊ヲ明確ニ致シタインデアリマス、是
ハ公債消化資金同様デアリマス、只今ハ
日本銀行ヲシテ公債ヲ引受ケシメテ居リマ
スガ、是ハ必ず民間ニ賣出シ、之ヲ消化ス
ルト云フコトヲ必要ト存ジテ居ルノデアリ
マス、要スルニ民間資金ノ蓄積ガ出來テ初
メテ公債ガ發行シ得ルト云フコトデハ、時
間的ニ非常ナ窮屈サガアリマシテ、戰時ノ需
要ニ應ジ得ナイト云フ爲ニ、今日本銀行引
受制度ヲ執ツテ居リマスガ、是ハ徒ラナ日
本銀行券ノ膨脹ニ依ツテ公債ヲ賄フモノデ
アルト云フ考ヘノ下デハナイノデアリマス、
隨ヒマシテ日本銀行ガ公債ノ背負込ミ増加
ヲ生ジマスコトハ極メテ大事デアリマス、
是ハ產業資金ニ付テモ同様デアリマス、唯
國家經濟總力ガ增加致シマシテ、銀行券ノ
所要ガ增加シマシテ、或ル程度ノ膨脹ガ必
要デアルト云フ範圍内ニ於テハ許サレルコ
トデアリマスガ、是ハ民間ノ所要量ナドニ
コトデアリマスガ、是ハ之ヲ適量ニシテ行キマ
ス根本ノ方策ハ、國債或ハ產業資金等ニ依ツ
テ通貨ノ撒布ガ行ハレルノデアリマス、之ヲ

資金ノ蓄積、國民貯蓄ノ増強ニ依リマシテ、收ヲスル、是ガ根本デアリマス、需給ノ根本

デアリマスガ、其ノ間ニ日本銀行ノ各種ノ操作ニ依ツテ之ヲ調節スルト云フ、是ハ全體

ガ大キナニツノ流レノ中間ニ操作ガ殘ル譯

デアリマス、ソレ等ノ點ヲ考ヘマスルカラ

發行限度ハ大體ニ於テ最近ノ實績ヲ勘案致シマシテ、其ノ後ノ變化ガ如何デアツテ產業活動ハドウ増スデアラウカ、不健全ナラ

ザル通貨ノ必要ハドウ増スデアラウカ、斯ウ云フ點ヲ考ヘマシテ決定ヲ致シタ伊恩

ヒマス、尙ホ日本銀行ガ大東亞金融圈ノ中心トナリ、此ノ機能ガ高度ニ發揮サレマス

ヤウナ場合ニハ、海外ノ中央銀行ノ準備トシテ日本銀行券ガ用ヒラレル場合モ起ツテ

來ルカト存ジマスガ、斯様ナ場合ニハ其ノ數量モ加算ヲ致シテ考ヘルヤウニ相成ラウト存ジマス

○田村委員 次ニ第二點デアリマスガ、大東亞共榮圈ノ金融ノ中心機關ニナリ、中央發券銀行トシテノ機能ヲ完全ニ達成スル爲ニ

ハ、私ハ現在ノ朝鮮銀行ノ發券制度、臺灣銀行ノ發券制度ハ日本銀行ガ之ヲ吸收スペキモノデアルトスウ思フノデアリマス、此

ノ點ハ午前ノ委員會ニ於テ政府委員カラモ一應ノ御説明ガアツタヤウデアリマスガ、私ハ適當ナル機會ニ之ヲ吸收スベキモノデアル、吸收シナケレバナラストスウ考ヘルノデアリマスガ、此ノ點ニ對スル御方針ヲ承リタイ

○賀屋國務大臣 大東亞共榮圈ノ中心的銀行ニ日本銀行ガナル場合ニ於テモ、發達過程茲ニ大東亞金融圈内ノ全地域ノ政治形體等ニモ依リマシテ、各地域ノ中央銀行、又ハソレニ類似ノ作用ヲナスヤウナモノ、發

券ヲ致シマスヤウナ銀行モ相當長期間存在シ、場合ニ依ツテハ永久ニモ存在スルコト致ス

デアリマシテ、一元的ニ日本銀行券ニ致スト云フコトニハ相成ラスト思ヒマス、併シ

ナガラ御質問ノ如ク朝鮮銀行及ビ臺灣銀行程久シキ年數ニナリマスノデ、漸次は統

臺灣モ我國ノ統治ノ下ニナリマシテ、餘

ノ機運ニ向フベキモノデアル、斯様ニ存

ジテ居リマス

○田村委員 次ニヤハリソレト關聯シテデ

アリマスガ、先程御話中ニモアリマシタガ

大東亞共榮圈ノ金融機能ヲ統制シテ行クト

云フ大キナ任務ヲ日本銀行ガ持ツ、朝鮮銀

行、臺灣銀行、是モ内地同様デアリマスカ

ラ、今ノヤウナ希望ヲ申上ゲタノデスガ、中

大東亞共榮圈内ノ、或ハ滿洲ノ中央銀行ト

カ、或ハ中國聯合準備銀行トカ、或ハ華興商業銀行トカ、或ハ中央儲備銀行トカ、今

回出來ル南方金庫、是ハ多少違ヒマセウガ、

ソレ等ノ銀行ノ通貨機能ニ對シテハ、日本

銀行ガ適當ニ統制シテ行クト云フコトガ、

シテハ是等ノ關係モ考ヘテ行カナケレバナ

ラスト思ヒマス、先程申上ゲタ大東亞共榮

ノ通貨ノ統制ニ付テ何カ御考ヘガアリマス

カ、伺ヒタイト思ヒマス

備銀行ノ如キハ、様々ナ批評モアリマスガ、私ハ所謂戰時ニ於キマシテ、而モ若干日前

ニハ、天津ノ租界ノ如キ、支那政府ノ行政權ヲ受ケマセヌ所モアル狀態デアリ、又民

ガ多分ニ存スル所ニ於テ、必要デアリマス

ル金準備ナドト云フモノ持チマセヌ、ア

リマス、併シナガラ現狀ニ於テ滿足デアル

カト言ヘバ、是ハ自ラ別問題デアリマス、尙ホ其ノ發券等ニ付キマシテハ、十分ニ考

慮スル餘地ガアルト思フノデアリマス、中

央儲備銀行ニ於キマシテハ、創立尙ホ日ガ

浅イノデアリマシテ、尙更各種ノ問題ガア

リ得ル譯デゴザイマスガ、併シ只今ハ總

ノ經濟ガ物資方面、通貨方面ニ極メテ密接

ナル關係ヲ持ツテ居リマスルノデ、通貨

方面ノ作用ノミニ依リマシテ其ノ健全

ヲ期スルコトハ、到底困難デアリマス、發

券銀行ダケガ通貨ヲ增發シ、或ハ收縮シテ行ツテ、是デヤルト云フコトハ困難デアリ

マス、所謂綜合經濟政策、經濟ノ綜合現象ノ結果ノ反映デナクテハナラス、他ノ經濟

施設ト密接ナル關係ヲ持ツテ參ル必要ガアルノデアリマス、隨ヒマシテ其ノ觀點カラ申シマシテモ、又政權ガ別個ノモノデアリマス觀點カラ申シマシテモ、直接日本銀行ガ其ノ發券其ノ他ヲ指導致スト云フ譯ニハ參リ兼ネルカト思ヒマス、併シナガラ日本側ハ北支、中支、皆支那側ノ健全ナル發達

ニ協力シテ參リマシテ、現ニ日本側ノ顧問

行ト申シマスカ、サウ云フ決済尻ヲ日本銀行ニ大體集メテ行ク、斯ウ云フ考ヘデアリ

マスカラ、他ノ爲替銀行ノ業務ハ之ニ依ツテ所謂其ノ業務ガ狹クナル、斯ウ云フ影響ハ受ケマセヌ、但シ正金ガ英米等ノ系統ノ

能ク協調ヲ保チマシテ、其ノ發券ニ付テハ適當ニ助力ヲ致シテ參ル積リデアリマス

○田村委員 モウ一點ハ此ノ法案ノ第二十

三條、第二十四條デアリマス、日本銀行ハ

今回外國爲替ノ業務ヲ持ツ、國際金融取引ノ仕事ヲ始メルト云フコトニナツテ居ルノ

デアリマス、其ノ大東亞共榮圈内ノ外國爲替、國際金融ト云フモノハ舉ゲテ此ノ法案

カラ見マスト日本銀行ニ移ルノデアリマス、

サウ致シマスト戰爭ガ濟ンデ大東亞共榮圈外ノ第三國トノ取引ニナレバ別デアリマス

ガ、ソレガ起ラヌ限りハ正金銀行ノ機能ト云フモノガ停止セラレテ、大東亞共榮圈内ノ

國際取引ハ日本銀行ニ移ル、斯ウナルヤウニ思ハレルノデアリマスガ、此ノ新制度ニ

當ツテ正金銀行ノ今後、日本銀行トノ關係ヲドウ云フ風ニセラレル御積リデアリマスカ

○賀屋國務大臣 本法案ニ於キマシテ外國爲替ノ賣買ヲ爲スコトヲ得トナツテ居リマスガ、是ハ文字通りデアリマシテ、スルコトガ出來ルト云フノデアリマス、隨ヒマシテ商社等ノ外國爲替ニ付キマシテ直接ニ日本銀行ガ其ノ賣買、所謂爲替取引銀行トシテ出ル意味デハアリマセス、此ノ場合ニ於

キマシテモヤハリ銀行ノ銀行トシマシテ、或ハ正金銀行デアリマストカ、臺灣銀行デアリマストカ、左様ナ爲替銀行ノ寧ロ親銀

行ト申シマスカ、サウ云フ決済尻ヲ日本銀行ニ大體集メテ行ク、斯ウ云フ考ヘデアリ

マスカラ、他ノ爲替銀行ノ業務ハ之ニ依ツ

テ所謂其ノ業務ガ狹クナル、斯ウ云フ影響ハ受ケマセヌ、但シ正金ガ英米等ノ系統ノ

○田村委員 次ニ戰時金融金庫法案ニ付テ
二、三御伺ヒ致シタインデアリマス、此ノ
戰時金融金庫法案ニ付キマシテハ、日本銀
行ノ制度ガ改革ニナルノハ當然デアリ、現
在既ニサウ云フヤウナ機能ヲ發揮シツツア
ツタモノトハ異リマシテ、戰時金融金庫ノ
制度ニ付テハ多少世間ニ疑議ガアルヤウニ
思フノデアリマス、生産擴充、產業再編成
ヲ目標トシテ自給自足經濟ノ政策ヲ十分ニ
完備シタイ、斯ウ云フ意味カラ今マデヤツ
テ居ツタ金融機關、現在ノ金融機關以外ノ
制度トシテ戰時金融金庫制度ガ生レントシ
テ居ルノデアリマスガ、私ハ此ノ際現在ノ金
融機關ヲ改組シテ、其ノ戰時、時局性ヲ帶ビタヤ
ウナ改組ニ依ツテ、現在ノ金融機關ハ既ニ
色々ナ設備ガ完備シテ居ルノデ、此ノ制度ヲ
活用スルコトガ寧ロ新タニ作ルヨリハ其ノ
目的ヲ十分ニ達成シ得ルンデヤナイカト云
フ考ヘ方ヲスル者デアリマス、最近革新論デ
色々ナ制度ヲヤル、或ハ國策會社ヲ作ル、
或ハ色々ナ組合ヲ作ル、營團ヲ作ル、觀念ト
シテハ新シイ經濟開發ニ當ツテノ仕組トシ
テハ洵ニ立派デアリマスガ、儲テ之ヲ運用セ
ントスルコトニナリマスルト、是ハ諄々シク
ダケ取ツテ、チツトモ營團ナリ國策會社ヲ
申上ガナクテモ大臣能ク御承知デセウガ、
既ニ議會ヲ通過シテ居ル所ノ色々ノ制度
デモ活用シテ居ナイ、上ノ方ノ職員ガ俸給
間アルノデアリマス、ナゼサウ云フコトガ

出来テ來ルカト申スト、私ハ手足ガナイ、シナイカラダト思フ、斯ウ云フコトガ現
ノ革新觀念ニ實際運營ニ當ツテ生ズル大キ
ナ弊害デアルト思ヒマス、戰時金融金庫ヲ
新設スルニシテモ、此ノ點ヲ深ク考慮シナ
ケレバナラスト思ヒマス、其ノ點カラ言ツ
テ私ハ現在ノ金融機關ヲ改組シテ、其ノ戰
時金融金庫法案ノ狙ハントスル所ヲ、十分
ニ實行シ得ルノデナカツカト斯ウ考ヘル
ノデアリマス、ソレカラ一緒ニ伺ヒマスガ、
金融ダケデ生産ノ擴充ト云フコトガ直ニ
行ハレルモノデナインデアリマス、殊ニ戰
時金融金庫ノ狙ヒ所ハ大體採算ノ採レナイ
モノヲ狙ツテ居ル、サウ云フコトニ對シテ
金融ヲ注グト云フヨリハ、從來アツタ補助
金制度、獎勵金ト申シマスカ、戰時的ナ特
殊ノ補助金制度ト云フモノヲ活用シテ行ツ
タ方ガ寧ロ效果ヲ擧ゲ得ルノデハナカツタ
カト云フコトモ考ヘルノデアリマスガ、此
ノ點ヲ引括メテ伺ツテ置キマス、私ハ最初ニ
ニ承リマシタ現在ノ機關以外ニ之ヲ作ル其
ノ人ガ果シテ御用意ガアルカドウカ、觀念
ハ宜イガ、制度ハ宜イガ、併シ之ヲ實際ニ
移ス場合ニ、其ノ準備ガ整ヒ得ルカドウカ、
人ガアルカドウカ、頭ダケアツテモ胴體以
下ガ之ニ伴ハナイト云フコトデハ、目的ヲ
實現スル譯ニ行カナイノデアリマス、ソレ
ニ關聯シテ此ノ戰時金融金庫ヲ準備スルノ
ニ、ドノ位期間ガ掛ツテ、何時カラ實際ノ
仕事ニ入ラレル御用意デアリマスカヲ伺ヒ
マス

金融デ、戰時金融デナイモノハナイト云フ
コトヲ話シテ居リマス、戰時ニ特殊ノ金融
ガ必要デアルト云フ觀念カラ、戰時金融金
庫ノ設立ヲ考ヘテ居リマセヌ、戰時下ニ於
キマシテハ、總テ一國ノ政府民間ヲ問ハズ、
其ノ資金的活動ハ物資労力ノ供給ト合フコト
ガ必要デアルノデアリマス、ソレ以上ニ資金
ヲ出しシマシテモ、是ハ所謂物價騰貴ヲ起シ、
進ンデ經濟ノ秩序ヲ攪亂シマスダケデ、何
等ノ效用ガアリマセヌ、隨ヒマシテ先程モ
日本銀行ニ付テ御話ガアリマンシタガ、今回
ノヤウナ改正ヲ致シマシテ、所謂金融機關
ヲ離レテ、自由ニ金ヲ出シテ、樂ニ金ガ廻
ツテ「インフレ」ニナルノデハナイカト云フ
議論ガアリマスガ、私共ハ決シテ左様ニハ
考ヘテ居リマセス、樂ニスルガ、決シテ必
要以上ニ出サス、此ノ點ハ十分ニ注意シテ
努力シテ參ル積リデアリマス、話ガ餘談ニナ
リマシタガ、サウ云フ物資其ノ他ノ計畫ト
關聯シマシテ、政府資金トシテ又民間資金
トシテ、必要ナ資金ハ必ズ作ル、國民貯蓄
ノ増加ニ依ツテ作ル、同時ニ不需要ナ資金
ハ一厘モ出サヌ、是ガ詰リ昭和十二年ニ支
那事變擴大ト決マリマシタ時ニ、資金調整法
ヲ提案シタ理由モ其處ニアルノデアリマス、
而モ其ノ不需要ナル、必要ナル資金ハ、一
國ノ國防及ビ産業ノ計畫カラ見マシテ、如
何ナル産業ヲドノ程度ニ何時起スカ、此ノ
計畫ト合フコトガ必要ナノデアリマス、ソ
レガ資金調整法ノ制定ノ眼目デアルノデア
リマス、併シナガラ所謂企業計畫、產業計
畫ヲ一國綜合的ニ起シマスクトハ中々困難
ナモノガアリマスノデ、其ノ運用ニ付キマ
シテモ相當當初ハ幼稚ナ形態デアツタノデ
アリマスガ、略初期ノ目的ヲ達シテ參ツタ

ノデアリマス、サウ云フ點カラ考へマシテ、現在ハ普通銀行ノ融資モ、貯蓄銀行ノ融資モ、所謂商業銀行ノ融資ニ付キマシテモ、皆此ノ戰時下ニ於キマシテハ非常ニ事業金融ノ色彩ヲ帶ビテ參ツタ時代デアリマス、併シナガラ尙ホサウ云フ時代ニ於キマシテモ之ニハ各種類各場面ガアリマスルノデ、昭和十二年ノ事變擴大ノ後ニ於テ、戰時金融會社的ナモノヲ作ルヤ否ヤト云フコトヲ考慮シマシタガ、丁度只今御話ノヤウナ新規ノ機構ト云フモノハ、其ノ所期ノ效果ヲ發揮シ得ザル場合ガ中々多イノデアリマスカラ、私ハ興業銀行ノ機能ノ擴大デ其ノ時ハ行ギタイト云フ考ヘデ、興業銀行ノ債券發行限度ヲ相當ニ擴張シテ參リマシテ、其ノ方針ガ爾來今日マデ四年執ラレテ參ツタノデアリマス、併シナガラ其ノ後ノ情勢ヲ見マスルノニ、日本ノ國防力ノ増強發展ノ爲ニハ新規ノ企業ノ計畫ヲ要スルモノガ相當多イノデアリマス、併シナガラ一方銀行ハ預金者ノ大事ナ預金ヲ預ツテ居リマシテ、之ヲ大切ニ保護シマスル見地カラ、將來其ノ元本利子ノ償還性ノ不十分ナモノニ對シテ投資スルコトハ、他ノ面カラ見テ極メテソレハ慎ムベキコトデアリマス、併シナガラ時勢ノ要求ハ新規ノ事業デ國家的ニハ極メテ必要デアリマス、併シ其ノ將來ノ採算性ガ、隨テ元本利子ノ償還性ガ確實ナリヤ否ヤト云フコトニナリマスト、疑念ヲ挾ム餘地ノアルモノガ相當アリマス、疑念ヲ挾ム餘地ノアルモノガ國家的ニ見テ其ノ事業ハ成リ立タナケレバナラヌ、斯ウ云フ問題ニ出會シマシタ、申上ゲルマデモナク金融機關モ國家的ニサウ云フモノニ進ンデ融資ヲシロ、又能ク理解スレバ其ノ將來性ノ不安ガ

ナイト云フコトヲ理解スル方面モアルノデ
アリマシテ、頭ヲ新シク變ヘルト理解セラ
レルトコロモアリ、金融界モソレニ協力シ
タノデアリマス、所ガ其ノ元本利子ノ償還
性ノ不確實ナモノ、是ハ預金者ノ大切ナル
預金ヲ預ツテ居リ、而モ其ノ預金ハ私的ナ
モノデナク國債ノ消化、産業資金供給ノ爲
ニ一國ノ經濟ノ大政策トシテ貯蓄ノ獎勵ヲ
シテ居ルノデアリマシテ、其ノ預金ガ不安
ニナルト云フコトデハ、是ハ經濟政策ノ根
本ガ崩レルノデアリマス、左様ナ不安ナ金
融ニドンヽ乘出スト云フコトハ大變無理
ナ註文デアリマス、其ノ調和ノ一策トシテ
所謂強制融資ノ方法ガ出テ参リマシタ、所
謂命令融資ト云フコトガ行ハレ、今日ニ於
テハ興業銀行ガ擔當シテ居ルノデアリマス、
併シナガラサウナリマスト、普通ノ金融機
關ガ普通ノ立場カラ元利ノ償還確實ナリト
思フヤウナ債務ノ所モ融資ガ出來マスガ、
來ルト思ヒマス、又國家ガ命令融資ラシマ
セヤウナ、元利ヲ確實ニ國家ガ保障スルト
云フヤウナ債務ノ所モ融資ガ出來マスガ、
併シ世ノ中ニハサウ黒カ白カハツキリシタ
面ニ於テモ必要ヲ感ジマス、併シハツキリ
國家ガ融資命令デヤルカト云フト、中々ソ
レニハ慎重ナ研究ガ要ツテ、簡単ニ行カナ
イ、併シ普通ノ金融カラ見ルト相當危イコ
トニナル、サウ時間掛ケタノデハ遲クナツテ、中
所謂白ト黒トノ實際問題トシテ間ガ出來ル、
是ハ長イ時間ヲ掛ケルト白カ黒カニナツテ
モ、サウ時間掛ケタノデハ遲クナツテ、中

ノデアリマス、サウ云フコトハ現在ノ金融機構デハ出來ニクイ、併シ國家ノ爲メダカラヤルト云フコトハ、國家保障ノナイモノガ乗リ出スト、或ハ將來一般ノ金融機關ニ相當不確實ナル債權ヲ残シ、資産ノ不安ヲ起スト云フコトガアリマセウ、是ハ私ハ宜クナイト思フ、ソレデサウ云フ「リスク」ガアルモノニ乗出ス必要ガ一面ニアル、ソレナラバ乗出スニ適當ナモノガドウモココデ段々出來ナケレバナラスト云フ情勢ニナツタ、愈、支那事變モ發展ヲ致シマシテ、大東亞戰爭トナリマシタ、大東亞ノ建設ト云フコトニナリマスレバ、是ハ素人トシテ考ヘマシテモ、世界第一流ト云フヨリモ第一等ソ大陸軍、大海軍ヲ作ラナケレバナラヌ、ソレヲ築キ上ゲ、其ノ陸海軍ガ戰時ニ於テ――近代戰ハ非常ナ兵器彈薬ノ消耗戰デアリマスルガ、其ノ消耗ニ耐ヘテ、之ヲ補充シテ行クト云フ爲ノ所謂生產力、運輸力ト云フモノガ、實ニ大規模ノモノガ出來ナケレバサラヌ、將來大キナ產業計畫ガ出來マスレバ、「スチール」ガ何千万「トン」、石炭何億トン、船舶何千万「トン」ト云フ風ナ好大構想ノ下ニ、ソコニ大ナル國防經濟力ガ出來ナケレバナラヌ時代ニナル、今後益々生産擴充ト云フコトハ必要デアル、其ノ生産擴充ノ必要ナ部面ニ於キマシテハ、斯ウ云フ事業ハドウシテモ此ノ程度ニヤラナケレバナラヌ、併シソレガ果シテ將來長ク立派ナ採算性ガアルカドウカト云フト、其ノ中途デハ相當不安ノ多イモノガアル、併シサウ云フモノヲドン――起シテ行カナソレヲ專門ニ扱フ機關ガドウシテモ必要デアル、今マデノヤウニドツチ付カズニ置イ

テ、唯國家ノ爲ニ出ロ／＼ト云フノモ、少シ無理ガアリマス、併シサウカト云ツテ、一々是ハ命令融資、損失補償ダト云ツテ、其ノ事業毎ニ依ツテ行クコトモ、中々骨ガ折レルノデアリマス、ソコデスウカト云ツテ、全體ガ力ヲ入レテ居リマシテ、萬一損失ガ出来テモ構ハズニ行ケルト云フ一つノ機關ヲ作ツテ行ク方ガ、積極的ニ其ノ必要ニ應ズル所ノ意味ガアリマスルシ、又消極的ニハ一般金融機關ガ不堅實ニナル——實ハ是不堅實ニナラヌデ多ク終ツテ居リマスガ、ナルト云フ疑ヒヲ避ケテ行ク、是ハ大切ナコトデアリマス、其ノ兩面カラ最早之ヲ作ル時期デアル、此ノ大東亞戰爭ノ擴大致シマシタ此ノ機會ニ於テ、此ノ機關ヲ設ケルベキデアルト考ヘタ次第デアリマス、御説ノ如ク、新シイ店舗開キヲ致シマスト、行員ナドモ皆他カラ集マルノデアリマシテ、ドウシテモ新規ノ所ニハ中々良イ人ヲ澤山集メルコトハ困難ダト云フコトハ、今マデノ實例ガ左様デアリマス、又集マリマシタ人が新シイ機關ノ使命ヲ自覺シテ、ソレニ合フヤウニ「チーム・ワーカー」以テ運行シマスマニハ暇ガ掛ルノデアリマス、今回モ恐ラクサウデアラウト思ヒマス、併シナガラドウセモ、相當ソレガ慣熟シタ運行致シマスマデニハ暇ガ掛ルノデアリマス、成ベク良イ人ヲ集メルヤウニリマスカラ、成ベク良イ人ヲ集メルヤウニ努力ヲ致シマシテ、成ベク早く所期ノ目的ヲ達スルヤウニ努メテ參リタイ、斯ウ考ヘテ居リマス、大體成ベクナラバ四月ノ中ニハ開キタイ、斯ウ云フヤウナ方向デ進ンデ居リマス

マスガ是ハ今申上ゲマシタヤウナ所謂「リスク」ノアル金融、將來ノ償還性ガ不確實ト申シマスカ、是ハ單ナル金融業者ノ判断ガサウナルト云フ意味デアリマシテ、寧ロ事業家ノ方デハ相當自信ノアルモノガ澤山アル、唯從來ノ事情ト違ヒマスカラ、他方ラ見ルト、果シテ其ノ通り確實カドウカト云フコトガ非常ニ不安ガアルノガ多イト云フコト、實際ハ不確實ナ事業デナイモノガ多々アルガ、確實ナルモノト直^{マサニ}考ヘルト云フニハ無理ガアル事業デアリマスカラ、是ハ貸付ヲ致シマシテ、其ノ事業ガ十分ニ成立ツテ、其ノ元利ノ償還ヲ期シテ居ルノデアリマス、澤山ノ中ニハ無論サウナラナイモノモアラウト思ヒマスガ、一應サウデアリマスカラ、之ヲ國家ノ補助金ニ依ツテヤリマスコトハ極メテ不適當デアルト思フノデアリマス、左様ナ意味デ補助金ニ依リマセヌデ、補助金ニ依リマスモノハ個々ニ又サウ云フ必要ノアルモノハ選擇ヲ致シテ、別途豫算等ニ於テ協賛ヲ得ル、斯ウ云フ考ヘ方ニ致シテ居リマス

出サナケレバナラナカツタカト云フモノガ
大體行クコトニナリマス、然ラバ融資命令
ト云フモノハ全部ナクナルカト申シマスト、
私ハ必ズシモ左様ニモ考ヘテ居リマセヌ、
銀行ノ職能ハ御承知ノ如ク右左ト截然ト區
別致シマセス、普通銀行デモ不動産融資モ
致シ、興業金融モ致ス場合ガアリマス、今
回勸業銀行、農工銀行法等ヲ改正致シマシ
テ、是等ガ不動産金融以外ニ相當出得ルヤ
ウニ致ス考ヘデアリマスノデ、大體ノ主眼
點ヲ置キマスガ、法令上他ノモノハ絶對ニ
出來ヌ、是ハ必ず其ノモノニ限ルノダト云
フ區別ハ致シマセス、資金ノ集マリマシタ
狀況ノ工合相當ニ遊資ヲ興業銀行ガ持チ、
又從來ノ取引關係等カラ興業銀行ト事業家
ノ關聯ガアリマスルヤウナモノ、サウ云フ
ヤウナ實際ヲ考慮致シマシテ、命令融資ヲ
興業銀行ニ出ス場合モ尙ホ私ハ残リ得ル、
斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス

○板谷委員長 田村君 成ベク簡潔ニ願ヒ

○田村委員 次ニ産業設備營團ト本金庫ト
ノ關係デアリマスガ、産業設備營團ハ時局
柄重要ナル産業施設ニ對シテノ貸付或ハ資
金ノ供給ト云フコトヲ任務トシテ居リ、又
未動遊休設備ニ對シマシテモ同ジヤウナ業
務ヲ持ツテ居ルト思フノデアリマス、ソコ
デ産業設備營團ガ戰時金融金庫ガ粗ツテ居
ルヤウナ業務ヲサウ云フ機能ヲ相當持ツテ
ニ對スル兩者ノ關係等ヲ此ノ際明確ニシテ
承ツテ居ルノデアリマスガ、産業設備營團
ノ活動範圍、其ノ方向、竝ニ未動遊休設備
ニ對スル兩者ノ關係等ヲ此ノ際明確ニシテ
其ノ間紛糾ガナイヤウニ、世間ノ誤解ノナ
イヤウニシテ置イテ戴キタイ

○賀屋國務大臣 所謂産業再編成、其ノ中
ノ相當大キナ部分ヲ占メマス所ノ所謂未動
遊休設備ニ付キマシテ、事業ヲ廢止致シマ
スルモノ、又未動遊休ノ儘ニ殘シテ置キマ
ス部分、ソレガゴザイマス、又國家緊要產
業ニシテ容易ニ個人ガ企テルコトガ出來ナ
イモノニ付テ、之ヲ實行スルト云フ要求ガ
残ツテ居リマス、斯様ナ點ニ付キマシテハ
政府ガ、主トシテ商工省ガ當リマス譯デア
リマスガ、計畫ヲ立テマシテ、其ノ中民間
ノ人ノ到底自分デハヤレナイ其ノ設備ハ、
政府自ラシナケレバナラス、運營ハ民間ニ
任セマス場合ガアリマス、サウナレバ所謂
國有民營のニ相成リマスルガ、サウ云フモノ、
或ハ何等カ政府的援助ニ依リマシテ民間
ニヤラセルモノ、斯ウ云フ風ニ分レルト思
ヒマス、政府自ラヤルモノト、民間ノ投資
融資ニ依ツテヤルモノト、ソコニニツ分レ
ルヤウニナリマス、前者ガ産業設備營團ノ
致ス仕事デアリマス、後者ノ金融金庫ガ之
ニ資金ヲ供給スルコトナリマス、斯ウ云
フニツニ仕事ガ分レマス、又未動遊休設備
ニ致シマシテ、ソレラ未動遊休ノ儘ニ存續
セシメルト云フモノニ付キマシテ、到底業
者自ラ之ヲ存續スルコトガ不可能デ、政府
ガ買上げテ保管ラシテ行ク必要ノアルモノ
ハ考慮スル、是ハ産業設備營團ガヤルノデ
アリマス、併シソレニハ及バ、相當ナ條
件デ融資ガ得ラレルナラバ、未動遊休ノ儘
ニ付キマシテ、サウ云フ點ニ付キマシテ
ハ丁度御質問ノヤウナコトガアルト存ジマ
ツチニナルカト云フコトニ付テ相當實際問
題ガアリマシテ、サウ云フ點ニ付キマシテ
ハ丁度御質問ノヤウナコトガアルト存ジマ
ス、隨ヒマシテ此ノ役員ナドヲ或ル部分ハ
相互兼務ニ致サウカト云フコトモ考ヘテ居
リ、ソレカラ兩方ノ連絡委員會ト云フモノ
ヲ置キマシテ、始終協議ヲ致シタイヤウ
マス、ソレカラ未動遊休設備ノ儘デ置カナ
イデ、何ト云ヒマス、其ノ設備ヲ「スクラン
プ」ニシテシマフト云フヤウナ場合ニハ產業
設備營團ガ買上ゲル、先程政府自ラト云フ
ハ立テルコトニナツテ居リマス

○田村委員 ザウ致シマスト、御説明デハ
ハツキリ致スノデアリマスガ、其ノ運營ノ
上ニハ中々紛淆スル點ガアルト思フノデス、
ソコデ本金庫ト産業設備營團トノ運營ニ當
點ニ付テ、何等カノ御用意ガアリマスカ
○賀屋國務大臣 今ノヤウナ再編成ノ計畫
ハ大體商工省ガ立てマシテ、ソレニ依ツ
テヤツテ行クノデアリマスカラ、區別ガ自ラ
アリマス、併シソレガ出來ナケレバ何處カデ
借リラレバ、企業者ガ自ラ遊休設備ヲ保
有スル、併シソレガ出來ナケレバ何處カデ
アリマス、サウ云フ風ニツノモノガド
ガ買上げテ保管ラシテ行ク必要ノアルモノ
ハ考慮スル、是ハ産業設備營團ガヤルノデ
アリマス、サウ云フ風ニツノモノガド
ガアツタトスレバ之ヲ引繼グベキモノデア
ツテ、多クノ配當ラスベキモノデハナイト
考ヘルノデアリマスガ、其ノ點ヲ御伺ヒシ
テ置キマス更ニ本金庫ノ職員ハ公務員ト
看做サレテ、公務員トシテノ責任ヲ負ウテ
居ルノデアリマスガ、協同證券會社ノ所謂
有價證券ノ賣買業務ヲ是ガ引繼ギマスト、
職員ガ自ラ株式賣買ヲスルト云フコトハ、
公務員トシテ特殊ノ規定ガナイ場合ニ於キ
マシテハ、差支ヘナイコトニナルノデアリ
マスガ、戰時金融金庫ガ出來タ場合、監理
官ヲ置イテ政府ガ監督シテ、公務員トシテ
ノ責任ヲ問、フト云フコトニナツテ居リマス
ガ、此ノ職員ハ自ラ株式賣買ニ有利ナ地位
ヲ持ツノデアリマスカラ、サウ云フ風ナ考
へ方ノ者ハマサカ職員ニハシナイト思ヒマ

スガ、サウ云フコトガナイヤウニ監督シ得ルカドウカ、ソレニ對スル何等カノ規定ナリ、方法ヲ御考ヘデアリマスカ、此ノ二點ヲ最後ニ承リマシテ、私ノ質問ヲ終リタイト思ヒマス

○賀屋國務大臣 前段ノ御質問デアリマスガ、只今協同證券會社ニハ預金部資金ハ出シテ居リマセヌ、併シナガラ協同證券會社ガ利益ヲ得マスクトハ間接ト申シマスルカ、國家ノ大キナ力ガ背景ニナツテ居ルノデアリマス、普通ノ商事會社ノ舉ゲマシタ利益トハ違ヒマス、隨ヒマシテ之ヲ本金庫ニ融通致シマスル場合ニ於ケル協同證券會社ノ配當ニ付キマシテハ、普通ノ營利會社ト同ジ立場デ見ル譯ニハ參ラヌト思ヒマス、大部分ガ本金庫ニ引繼ガレテ行クコトト存ジマス、隨ヒマシテ只今何分ト云フコトヲ私ハマダ考ヘテ居リマセヌガ、左様ナ見地カラ、又株式會社ノ株主トシテ普通ニ期待シ得ル配當ト云フモノモアル譯デアリマスカラ、是等ノ點ヲ考ヘマシテ、適當ニ私共ノ考ヘモ纏メテ参リタイト思ツテ居リマス尙ホ本金庫ノ職員ノコトニ關シマシテデアリマスガ、是ハ甚ダ懲縮デアリマスガ、政府委員ヨリ答辯ヲ致サセタイト思ヒマス

○田中(豊)政府委員 本金庫ノ職員ヲ公務員トシテ居ルガ、株ノ賣買ナドヤル際ニ祕密ヲ漏洩スルトカ、或ハ不正ナコトガアルカルト云フ場合ニハ、ドウ云フ取締ガアルカ看做シマシテモ、サウ云フ點ニ付キマシテハ別段ノ取締ハ起キテ参リマセヌ、隨テ嚴重ナル監督ヲ要スルコトハ勿論デアリマスガ、監督命令デ色々々ノ規定ガ出來マスノデ、大藏大臣カラ本金庫ノ運營ニ關スル色々々ナ

監督命令ヲ出ス際ニ、サウ云フコトニ對ス
ル取締ノ規定ヲ置キ、サウ云フコトノナイ
ヤウニ十分監督命令ヲ出ス積リデアリマス
○板谷委員長 此ノ際諸君ノ御諒解ヲ得テ置
キマス、私が前ニ申上ゲマシタヤウニ、
本委員會ニ付託サレマシタル議案ハ、戰時
金融トシテ最モ重大ナ關係ガアリマスルノ
デ、出來得ルダケ慎重ニ審議ヲ致シタイノ
デアリマス、所ガ大臣其ノ他政府委員ノ御
都合ニ依ツテ、中々思フヤウニ委員會ヲ開
クコトガ出來マセヌ、現ニ明日モ午前中開
キタイト云フ考ヘデアリマスルケレドモ、
部屋ガアカナイト云フヤウナ關係ガアリマ
スルノデ、自然審議ガ長引クト云フコトハ
已ムヲ得マセヌ、又諸君ノ要求ニ依ツテ何
時デモ大臣ノ出席ヲ求ヌマス、デアリマス
カラ御心配ナクユツクリ御審議ヲ願ヒマス、
是ダケ申上ダテ置キマス——世耕君
○世耕委員 私ハアト少シデ日本銀行ニ關
係スルコトハ終リタイト思ヒマスガ、先程
ノ質問ニ續イテ御尋ネ致シタイト思ヒマス、
從來我ガ國ノ中央銀行デアツタ日本銀行ガ、
政府側財政カラ獨立ノ存在デアツタ思フ
ノデアリマス、所ガ日本銀行ハ先程局長サ
ンガ御説明ニナリマシタヤウニ、政府ト表
裏一體デアルト云フコトヲ言ハレテ、其ノ
點日本銀行ハ新シイ使命ト特徵ヲ有スルト
云フコトハ、十分御窺ヒ出來ルノデアリマ
スガ、此ノ改正ニ依ツテ特長ト缺點ト云フ
モノガ生ジテ來ハシナイカ、其ノ點ヲドウ
云フ風ニ御考ヘニナツテ居リマスカ、此ノ
點先ダ最初ニ御尋ネ致シタイト思フノデア
リマス

スル爲ノ最モ必要ナル機關トシテ、十分ニ
其ノ機能ノ發揮ヲ期待致シテ居ルノデアリ
マス、從來ノ日本銀行制度ニ於ケル日本銀
行ハ、是亦御話ノ如ク何ト申シマスルカ、極
ク平タイ意味ニ於テ成ベク政治カラハ遠ザカ
ル、政治ノ圈内ニ捲込マレナイト云フ建前
デアツタノデアリマス、併シナガラ御承知
ノ如ク今後ニ於ケル我國ノ經濟ノ行キ方
ト云フモノハ、總テ政府ノ政策ヲ中心トシ
テ、其ノ政策ノ下ニ經濟ガ統制サレテ行ク
ノデアリマシテ、今後ノ金融ノ中心機關デア
ル所ノ日本銀行ハ、勢ヒ此ノ政府ノ政策ト
最モ緊密ナル關係ニ立タナクテハ、實際ノ
經濟ノ要求ニ應ジタ所ノ金融操作ガ行ハレ
ナイト云フ状態ニ相成ツテ居ルノデアリマス、然
隨ヒマシテ其ノ趣旨ニ於テ、本法案ハ日本
銀行ヲシテ政府ノ政策ニ緊密ニ合致シ得ル
ヤウナ仕組ヲ執ツタ次第デゴザイマス、然
ラバ政府ノ財政ヲ政府ト一體トナツテ賄ツ
テ行クト云フコトガ、何カ無制限ニ公債ヲ
發行シ、或ハ通貨ヲ增發スル結果トナツテ、
所謂惡性「インフレーション」惹起スル因ト
ナリハセンカト云フ懸念ガ起リ得ルカト思
フノデアリマス、此ノ點ニ關シマシテハ私
共考ヘテ居リマスル所ハ、今日ノ統制セラ
レタル經濟ニ持ツテ行キ方ノ中ニ於キマシテ
ハ、政府ト雖モ無制限ニ其ノ公債ヲ發行シ
〔委員長退席、長井委員長代理着席〕

計畫ニ從ヒマシテ蓄積セラレマシタ資金ヲ
ドレダケ公債ニ廻ハスカ、ドレダケヲ事業
資金ニ廻ハスカト云フコトガ計畫のニ定マ
ルノデアリマス、隨ヒマシテ日本銀行ガ公
債ヲ引受ケルカ否カト云フコトガ、此ノ惡
性「インフレーション」云々ト云フ問題デ
ハナクシテ、其ノ計畫ガ妥當デアルカドウ
カ、計畫通リニ資金ノ蓄積ガ行ハレルカド
ウカト云フヤウナ點ニ問題ノ核心ガ移ツテ
居ルト考ヘルノデアリマス、隨ヒマシテ斯
カル制度ヲ新日本銀行ニ於テ執リマスコト
自體ニ付キマシテ、將來餘リニ便利ナラシ
メル結果、却ツテ貨幣價値ノ健全性ヲ害シ
ハシナイカト云ツタヤウナ懸念ハ、此ノ經
濟全體ノ持ツテ行キ方ガ左様ナ仕組デアル
ト云フ所カラ考ヘマスレバ、先ヅ其ノ懸念
ナキモノト考ヘテ宜イノデハナイカ、斯様
ニ了解致シテ居ルノデアリマス

ニナツテ來ルノデアリマス、凡ソ金融ノ動
キト云フモノハ生キ物ト同様デアリマス、
色々ナ條件、場合ガ想像サレルノデアリマ
ス、サウ云フ場合ニ常ニ萬全ヲ期スルト云
フコトガ、特ニ今度ノ此ノ日本銀行ノ如キ
使命ノ極メテ甚大ナ地歩ヲ占メテ居ル特殊
銀行ニ於テ考慮ヲ運ラスト云フコトガ當然
デナイカ、斯ウ考ヘルノデアリマス、世界
各國幾多ノ事例ヲ頭ノ中ニ描キツツ御尋ネ
スルノデアリマスガ、事例ハ此ノ際申上ゲ
マセヌ、サウ云フ場合ノ「インフレ」防止ノ
最後ノ堡壘ヲ何處ニ目安ヲ置イテ居ルカ、
何處ヲシテ根據ニシテ居ルカ、此ノ點ヲ伺
ヒタイト思フノデアリマス

ヲ放出スルコトニ努メマシテ、其ノ結果通貨ノ價值、貨幣ノ價值ヲ安全ナル狀態ニ保持スルト云フコトヲ以テ日本銀行總テノ操作ノ中心トスルヤハニト云フコトニ於テ其ノ目的ヲ掲ゲタ次第ナノデアリマス、併シナガラ段々申上げマスヤウニ、是ハ單リ日本銀行ダケノ力デハイカヌノデアリマシテ、金融機關ノ協力ヲ求メルト云フコトモ、日本銀行自體ノ機能ノ上カラ言ツテモ必要ナル最少限度デアリマス、ソコデ先程申上げマシタヤウニ、日本銀行ガ其ノ目的達成上、例ヘバ只今申上ゲマシタ通貨價值ノ健全ナル保持ヲ圖ルト云フ目的ヲ達成スル上ニ必要ガアリマス場合ニハ、其ノ取引ノ相手方トナル銀行其ノ他ノ金融機關ニ對シテ、日本銀行ノ業務ニ協力セヨト言フコトモ出来ルト云フヤウナ規定ヲ設ケテ、以テ日本銀行ノ機能ノ達成出來マスルヤウナ補助的ナシマスレバ、例ヘバ日本銀行ガ國債ヲ賣リタイ、某銀行ハ國債ヲ買フダケノ資力ガアルト認メラレルニ拘ラズ、尙ホ相手方ノ協力ヲ得ラレマセヌヤウナ場合ニハ、本第二十八條ノ條項ニ依ツテ日本銀行ノ其ノ通貨量ノ調節業務ニ協力サセルト云ツタヤウナ制度ヲ考ヘマシタ、御尋ネノ點ハ洵ニ重要ナ點デアリマスガ、是等色々ノ規定ヲ綜合致シマシテ、其ノ運用ノ實際ニ於テ御話ノ如キ弊害ノ起リマセヌヤウニ、十分氣ヲ附ケテヤツテ行キタイト云ツタヤウナ心構ヘデ居ル次第ゴザイマス

シナカツタノカ、結局現在ノ日本銀行ト云
フモノヲ生カシテ置イテ、更ニ新シキ組織
ヲ持ツベキデハナカツタカト云フコトガ、
今御話ニナツタノト稍、結論ニ近イ問題
レテ來ル譯デアリマスガ、是ハ議論ニナリ
マスカラ、私ハ此ノ際追究シテ御尋ネ致シ
タクナインデアリマス、要ハ通貨ノ膨脹ハ
信用ノ膨脹ヲ來ス、併シソレハ一般ノ民間
ニ流用サレル理論デ、通貨ノ膨脹ハ國家ノ
信用ノ膨脹ニハ直チニナラヌ場合ガアルト
思フノデアリマス、サウ云フ風ナ政府ノ信
用ハ結局國策遂行ニ關スル政綱カラ發表シ
ナケレバナラヌノデハナイカ、是ガ只今局
長サンガ御話ニナツタ點ニ觸レテ來ルノダ
ラウト思フノデアリマス、其ノ點ヲ御考ヘ
ニナツテ御答辯ニナツタノダラウト思ヒマ
スガ、此ノ點モ重ネテ御尋ネスルコトヲ避
ケテ置キマス、以上デ大體私ノ質問シタイ
點ハ終ツタノデアリマスガ、最後ニ一點
此ノ第五條ノ日本銀行ノ資本金一億圓トシ
テ、政府出資ガ五千五百万圓ニナツテ居リ
マスガ、後ノ四千五百万圓ノ出資ト云フモ
ノハドウ云フ風ニ配当セラレルノカト云
フコトヲ御尋ネシテ置キタイノト、ソレカ
ラ委員長ニ御願ヒシタイデスガ、先程爲替
局長ガ途中デ歸ラタノデスガ、適當ナ機
會ニ發言ヲ御許シ願ヒタイト思ヒマス

○板谷委員長 宜シウゴザイマスカ
ホ此ノ際改メテ一言申上ゲテ置キマス、先
ニ御話致シマシタ通り、漸ク本日質問ニ入
ツタバカリデアリマスルカラ、質問者ノ時
間ハ別ニ制限ヲ致シマセヌ、唯諸君ニ御願
ヒシテ置クコトハ、成ベク質問ハ簡潔、明
瞭ニ重複ニナラザルヤウニ、質問ノ御希望
ノ方ハ議席ヲ保ツテ置イテ戴キタイ、隨テ
今後大臣ノ御要求其ノ他ニ付キマシテモ、
出來ルダケ諸君ノ御期待ニ副フヤウニ委員
長トシテハ圖リタイト考ヘテ居ル次第ニア
リマス、明日午前中ニ實ハ開會シタイト云
フ考ヘデ色々交渉致シマシタケレドモ、此
ノ部屋ハ請願委員會デ使ハナケレバナラヌ
ト云フノデ、外ニ部屋ノ都合が出來マセヌ、
已ムヲ得ズ明日午後二時カラ第十一ノ決算
委員室デ開會スルコトニ致シマス、本日ハ
是ニテ散會致シマス

昭和十七年一月二十七日印刷

昭和十七年一月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局